

平成30年12月14日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(10時6分開会)

◎明神委員長 本日から委員会は、「付託事件の審査等について」であります。

当委員会に付託された事件は、お手元にお配りしてある付託事件一覧表のとおりであります。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思います。

なお、委員長報告の取りまとめについては、18日火曜日の委員会で協議していただきたいと思います。

お諮りします。

日程については、お手元にお配りしてある日程案によりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 御異議ないものと認めます。

それでは日程に従い議案及び報告事項を一括議題とし、各部局ごとに説明を受けることにいたします。

なお、補正予算のうち人件費の説明は警察本部を除き、部局長の総括説明のみとし、各課長の説明は省略したいと思いますので御了承ください。

《総務部》

◎明神委員長 最初に、総務部について行います。

それでは、議案について部長の総括説明を求めます。部長に対する質疑は各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

なお、この後行う行政管理課の議案に教育委員会及び警察本部が関係するため、教育委員会より伊藤教育長、警察本部より宇田川本部長が同席しております。

◎君塚総務部長 それでは総務部の説明をさせていただきますが、総括説明に先立ちまして、1点御報告申し上げます。

9月定例会の本委員会におきまして御報告しましたとおり、障害者雇用に関しまして、長年にわたり不適切な対応がなされてまいりました。このことにつきまして、関係者に対し、今月7日付で文書による注意を行ったところでございます。事案の詳細につきましては、後ほど報告事項として人事課長から御説明をさせていただきます。

それでは、私から総括して説明をさせていただきます。

まず、今回の補正予算の概要につきまして御説明いたします。お手元の総務部という青いインデックスのついた総務委員会資料議案補足説明資料と記載のある資料でございます。表紙をめくっていただきまして、平成30年度12月補正予算編成の概要という資料をお願い

いたします。こちらの資料の下（２）歳出でございます。この表のうち１番下の行、総計（１）＋（２）の欄の中ほどに12月補正額の小計Bという欄がございます。総額で28億8,878万5,000円の増額補正となっております。今回の補正では、9月補正時と同様に、内訳といたしまして通常分と災害分に分けさせていただいております。通常分といたしましては9億6,200万円余り、災害分といたしまして、さきの台風第24号を初めとした夏以降相次いで到来した台風の被害に対応するためのもの19億2,600万円余りを計上させていただいております。歳出の内訳といたしまして、（１）の経常的経費は4億4,700万円余りとなっております。このうち通常分が4億2,900万円余り、災害分が1,800万円余りとなっております。通常分の内訳の人件費につきましては、人事委員会勧告に基づく改定や時間外勤務手当の増などによる増額があったものの、職員の新陳代謝や共済費負担率の変更等による減額幅がこれを上回ったため8,100万円余りの減額となっております。また（２）投資的経費は24億4,100万円余りとなっており、このうち通常分が5億3,300万円余り、災害分が19億800万円余りとなっております。

これらの歳出を賄うのが上の表（１）歳入でございます。こちらの補正につきましては中ほどの（２）特定財源のところをごらんいただきまして、小計のところでは23億200万円余りとなっております。内訳といたしましては国庫支出金が11億3,600万円余り、県債が10億100万円、その他が1億6,500万円余りとなっております。上段の（１）一般財源でございますが、補正額から特定財源を除きます5億8,500万円余りにつきまして、普通交付税の算定増分の一部活用などにより対応することとしたものでございます。以上、簡単ですが今回の補正予算の概要でございます。

続きまして、総務部関連の議案でございます。まず第1号議案平成30年度高知県一般会計補正予算の所管分でございますが、お手元の冊子で右上に②とございます高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の5ページをお願いいたします。総務部補正予算総括表をごらんいただければと思います。今回補正予算をお願いいたしますのは、一般会計の総額で7億8,861万4,000円の増額補正でございます。このうち人件費につきましては3億3,772万8,000円の増となりますが、この内容といたしましては、行政管理課で一括計上しております時間外勤務手当等を除きまして、2,900万円余りの減額となっております。減額要素といたしましては先ほど全体で御説明したのと同様に、職員の新陳代謝や共済負担率の変更等によるものでございます。その他政策企画課、職員厚生課、財政課、税務課から歳入歳出補正予算及び政策企画課から債務負担の変更について、提出をさせていただいております。

続きまして、条例その他の議案でございますけれども、右上に③とあります平成30年12月高知県議会定例会議案（条例その他）の表紙をめくっていただければと存じます。総務部からは、第10号及び第11号の2件の条例議案と第16号のその他議案1件を提出させてい

ただいております。各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

続きまして、報告事項でございます。資料はお手元資料のうち、総務部という青いインデックスが張ってありまして、表紙が総務委員会資料、報告事項という資料となっております。今回御報告いたしますのは、文書情報課から高知県の望ましい公文書管理制度の構築に向けてと個人情報保護条例の改正についての2件、人事課から障害者雇用に係る不適切な対応に対する措置について、情報政策課から高知県情報ハイウェイのあり方に関する検討状況についての、合わせて4件でございます。詳細につきましては、後ほど担当課長から御説明いたします。

最後に主な審議会等の状況について御説明させていただきます。先ほどごらんいただきました報告事項の資料のうち、審議会等という赤いインデックスを張ってある資料をごらんいただければと存じます。表題に主な審議会等の状況（総務部10月4日から12月13日）と記載された資料でございます。まず、高知県個人情報保護制度委員会でございます。今期につきましては11月1日に開催いたしまして、要配慮個人情報の収集の制限の例外に関する事項等につきまして御審議いただきました。次に、高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会でございます。今期につきましては11月16日に開催いたしまして、この検討委員会での検討内容を取りまとめた報告書案について御議論いただきました。次に、高知県公益認定等審議会でございます。今期につきましては11月20日に開催いたしまして、公益社団法人高知県青果物基金協会の変更認定申請について答申が決定されております。最後に、自治紛争処理委員会であります。今期につきましては10月25日及び11月15日に開催いたしまして、地方自治法に基づく審決の申請がありました議案について、双方の主張を整理し、法的な論点について意見交換を行ったものでございます。なお、審議会等の開催状況につきましては担当課長からの説明は省略させていただきます。私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

＜行政管理課＞

◎明神委員長 初めに、行政管理課の説明を求めます。

◎平井行政管理課長 当課からは、補正予算にかかわりますものが1件、給与、報酬等に関する条例議案2件、計3件でございます。

まず、第1号議案平成30年度高知県一般会計補正予算のうち、当課の所管分につきまして御説明を申し上げます。青色のインデックス総務部の議案補足説明資料中の赤色のインデックス、行政管理課の1ページをごらんいただきたいと思います。表題に時間外勤務手当等予算額・決算額の推移（知事部局）とある資料でございます。平成26年度以降の状況について記載しております。知事部局全体の時間外勤務手当等に係る予算額のほとんどを

当課のほうで一括して計上しております。当初予算で見込んでおりませんでした災害対応等の年度途中の業務増への対応が必要となりましたことから、例年12月議会で補正をお願いしておりますのでございます。欄の1番下、平成30年度の欄でございます。本年度は西日本豪雨災害や豊かな海づくり大会などさまざまな業務への対応のため、当初の見込みを上回る時間外勤務が発生しておりますことから、真ん中の列でございますが、今回、3億6,740万4,000円の増額補正をお願いするものでございます。増額補正後の予算額でございますが、計13億4,618万9,000円でございます。こちらのほうは上段にありますが、昨年度最終の予算額12億5,256万1,000円と比較しますと7.5%の増ということになっているところがございます。

なお、ここでは資料には記載しておりませんが、時間外勤務に関連します補正予算を後ほどの会計管理局から計上させていただいておりますので、当課から趣旨を御説明させていただきたいと思っております。具体的な内容につきましては、後ほどシステム所管課の総務事務センターから説明をさせていただきますが、パソコンの使用時間の記録と事前命令に基づく時間外勤務の実績時間を確認しまして、勤務時間をより正確に把握することによりまして、職員の健康管理と適正な業務管理による効果的なマネジメントにつなげていきたいという趣旨でございます。後ほど会計管理局のところで御説明させていただきます。予算議案は以上でございます。

次に、当課が所管します条例議案につきまして、御説明させていただきます。資料④平成30年12月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の11ページをごらんいただきたいと思います。第10号議案でございます。高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案の要綱で御説明をさせていただきます。

まず、1の条例改正の目的でございます。こちらは議会の議員の皆様及び知事等に対して支給します期末手当につきまして、一般職員の引き上げに準じて改定を行おうとするものでございます。

次に、2主要な内容でございます。本年12月期及び来年度以降の期末手当の年間支給月数を0.05月引き上げることとしております。こちらは後ほど第11号議案で御説明を申し上げますが、今回、一般職員の期末勤勉手当の支給月数につきまして、人事委員会の勧告どおり引き上げることとしております。そちらに応じまして行うものでございます。具体的には県議会議員の欄で御説明いたします。現在の支給月数でございますが、年間で計3.05月でございます。この改正条例による改正後、平成30年度は12月期におきまして引き上げを行います。来年度以降は6月期と12月期の支給月数を一般職員と同様に平準化するという内容になっておるものでございます。

3の施行期日等につきましてでございます。平成30年12月期の期末手当に係るものにつ

きましては公布の日から施行しまして、この12月1日から適用することとし、来年度以降の期末手当につきましては、平成31年4月1日から施行することとしておるものでございます。

続きまして、第11号議案でございます。こちらは職員の給与の改定に関します条例議案5本につきましてあわせて御説明を申し上げますのでございます。青色のインデックス総務部の議案補足説明資料の赤色のインデックス、行政管理課の2ページをごらんいただけますでしょうか。

まず、1の条例改正の目的でございます。平成30年10月12日付の高知県人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、いわゆる人事委員会勧告の趣旨に沿いまして、職員に対して支給する給料月額及び諸手当を改定しようとするものでございます。

次に、2の対象条例でございます。こちらのほうは知事部局の職員に適用されます一つの職員の給与に関する条例を初めとしまして、2の一般職の任期付職員の採用等に関する条例、3の一般職の任期付研究員の採用等に関する条例、4の公立学校職員の給与に関する条例、5の警察職員の給与に関する条例の5本に係るものでございます。

次に3の主要な内容でございます。まず、(1)の給料表でございます。ここでは、行政職給料表の改定を前提に御説明させていただきますが、県内の民間給与と職員の給与との較差0.15%を解消するために、今回改定を行うものでございます。改定に当たりましては、本県の初任給が民間の水準を下回っていること、国家公務員が5年連続で初任給や若年層に重点を置いた俸給表の引き上げを行ったことなどを踏まえまして、優秀な人材の確保を図るために、初任給及び若年層を重点的に引き上げ改定を行うこととしているものでございます。具体的には、行政職給料表の初級試験及び上級試験の採用職員の初任給を1,500円引き上げる。若年層につきましても1,000円程度の引き上げを行うこととしております。またその他につきましても、それぞれ200円程度引き上げるという内容になっておるものでございます。また、再任用職員の給料月額につきましても、この取り扱いに準じて改定を行うというものでございます。その他の給料表につきましても行政職給料表との均衡を基本に改定するものというものでございます。

次に、(2)初任給調整手当でございます。初任給調整手当につきましては、医師や歯科医師の採用による欠員の補充が困難であると認められる職に対しまして、一定の期間支給することとしている手当でございますが、表にお示ししておりますとおり、医師、歯科医師に対する支給月額の限度額につきまして、国家公務員の改定に準じまして、現行41万4,300円を改正しまして、41万4,800円に引き上げることとしておるものでございます。

次に(3)宿日直手当でございます。勤務1回当たりの支給額の限度を表にお示ししておりますとおり、1番上段の通常の宿日直手当につきましては、4,200円を4,400円、その下の医師または歯科医師の宿日直手当につきましては、2万円を2万1,000円に改定するな

ど、こちらも国家公務員の改定に準じまして、現行の限度額を引き上げることとしておるものでございます。

次に、3ページをごらんいただきたいと思います。(4) 期末手当及び勤勉手当でございます。こちらの期末手当、勤勉手当につきましては、一般職員の年間支給月数を4.10月から4.15月へと0.05月引き上げるものでございます。なお、表の下の欄外でございますが、注意書きをしておりますとおり、副部長級以上であります特定幹部職員につきましては、一般職員と同様、年間支給月数は4.15月といたしておりますが、6月期12月期ともに、勤勉手当の支給月数は期末手当から0.2月分をさらに振りかえた月数となっておりますというものでございます。また、再任用職員の期末勤勉手当につきましては、現行の2.15月を改正後2.175月と0.025月、特定任期付職員及び任期付研究員の期末手当につきましては、現行3.10月を改正後3.14月へと0.04月をそれぞれ人事委員会勧告に沿って引き上げることとしておるものでございます。なお、特定任期付職員及び任期付研究員につきましては本県に該当者はおりません。あわせまして、期末手当の支給月数につきましては、一般職員の年間支給月数である年間2.55月のまま計は変わりませんが、平成31年度より、6月期と12月期を1.275月ずつ平準化を行います。この取り扱いは国に準じて人事委員会勧告があったとおりによるものでございます。

最後に、4の施行期日等につきましてでございます。施行期日につきましては、公布の日から施行しまして、3の(1) 給料表の改定及び(3)の宿日直手当に係るものは本年4月1日から、3の(4)の期末手当及び勤勉手当につきましては、本年12月期分に係るものは本年12月1日から、3の(2) 初任給調整手当及び(4) 期末手当及び勤勉手当の次年度以降に係るものにつきましては、平成31年4月1日から適用することとしております。以上で当課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

ここで、教育長と警察本部長は退席をします。

<政策企画課>

◎明神委員長 次に、政策企画課の説明を求めます。

◎小笠原政策企画課長 政策企画課でございます。当課の12月補正予算案につきまして御説明をさせていただきます。まず右肩に②とあります議案説明書補正予算の7ページをお願いいたします。右側説明欄、2こうちふるさと寄附金事業費といたしまして記念品配送等委託料140万円を計上させていただいております。これはいわゆるふるさと納税として高知県へ御寄附いただいた方への記念品の調達と配送の業務を委託するものでございまして、本年度寄附実績が大幅に伸びてきておりますことから増額をしようとするものでござい

す。1枚おめくりをいただきまして8ページをお願いいたします。同じく記念品配送等委託料でございますけれども、この委託業務は来年6月までを契約期間としておりますことから、平成31年4月から6月までの委託料につきましても債務負担行為の限度額を増額させていただこうとお願いするものでございます。

今回の補正の経緯等につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。赤いインデックスの政策企画課のページをお願いいたします。資料の下半分にグラフを掲載しておりますけれども、本県におけますふるさと納税の実績は件数及び金額とも平成27年度までは増加してまいりました。この間、県では市町村よりも余り前に出過ぎないように記念品の価格を寄附額のおおむね10%から20%程度と低めに設定いたします一方で、記念品の充実や県外在住の本県出身者への周知などを図ってきたところでございます。しかしながら、近年、ふるさと納税に積極的に取り組む自治体が全国的に増加しておりますことや、寄附者が記念品の内容を重視しまして、寄附先を決める傾向が非常に強くなってきております。そういったこともございまして、本県の寄附件数は平成28年、29年度と減少に転じてきたところでございます。このため、資料の中段にも記載をしておりますけれども、平成30年度からの強化策としまして、記念品のアイテム数を51品から102品にふやしますとともに、その下の二つ目の丸でございまして、新たな寄附申し込み窓口としまして民間ポータルサイトへの掲載を2社、追加いたしました。その結果、本年11月末時点の寄附件数は789件と前年同期の3倍、寄附金額は4,049万1,000円と前年同期の約1.8倍と大幅に伸びてきておるところでございます。こうしたことから委託料の増額補正をお願いするものでございます。

また、資料の1番下に太字で別掲と記載しておりますが、本年7月の豪雨災害の際、県が契約しております民間のふるさと納税ポータルサイト三社におきまして、災害支援の特設ページが開設されました。2,603件、1,990万円余りの御寄附を頂戴したところでございます。これらは記念品返礼品を伴わないものでございまして、早速、被災された県民の皆様様の生活再建を支援する事業などに活用させていただいたところでございます。なお、通常の寄附と災害の寄附を合わせました実績としまして11月末時点で前年同期より件数で約13倍、金額は約2.7倍に伸びてきているところでございます。今後も引き続き、こうちふるさと寄附金のPRに努めつつ、全国の皆様からいただいた貴重な御寄附を有効に活用させていただきたいと考えております。政策企画課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 複数のふるさと納税のポータルサイトを活用することによる新たな支出はどのような状況ですか。

◎小笠原政策企画課長 会社によって違うんですけども、寄附実績に応じて手数料を10%前後、ポータルサイトの会社にお支払いすることになってございます。

◎塚地委員 返礼品の過剰な競争が全国的に問題にもなっていて、全体としてふるさと納税のあり方についての見直しという議論がされてきているんですけど、もともと国が措置すべき交付税が削られてきた結果、こういう状況をつくり出しているとは思っていて、それは本来の姿なのかなとちょっと疑問視もしているんですけど。今の見直しの状況を県としてどのように捉えて、今後のあり方を考えているのか。

◎小笠原政策企画課長 国で見直しが図られているところでございまして、返礼品の割合を3割まであるいは地場産品に限るという取り組みをより厳格にされると伺っているところです。私としましてはそうだろうなと受けとめをさせていただいているところでございます。本県におきましても、例えば地元の方が地域アクションプランで新たに開発に取り組まれた商品を返礼品に活用もさせていただいているところでございますが、そういったビジネスチャンスの拡大にもつながっているところでもありますので、前向きにかつ制度のそもそもの趣旨を逸脱しないような形で取り組まさせていただきたいと考えているところでございます。

◎塚地委員 今おっしゃったように返礼品の過剰競争のことだけをクローズアップする形になっていまして、そこは本来力を入れるべきところかなということで、逸脱しない形で進めていただきたいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

<職員厚生課>

◎明神委員長 次に、職員厚生課の説明を求めます。

◎竹崎職員厚生課長 当課からは、12月補正予算について提出させていただいております。青いインデックス総務部の議案補足説明資料の赤いインデックス、職員厚生課のページをごらんください。今回お願いいたしますのは平成30年9月の台風21号、台風24号により職員住宅の屋根瓦等の一部が飛散し、隣接する民家に被害が出たことから、管理委託先である高知県住宅供給公社が被害に遭った職員住宅の緊急修繕を行うとともに、県内の全職員住宅を確認しましたところ、屋根の改修工事が必要な住宅が2カ所見つかりましたので、早急に改修工事を実施しようとするものです。また、台風被害の緊急修繕のほか、7月豪雨による被災者の受け入れのため安芸市と宿毛市の職員住宅の点検及び修繕を行ったことから、職員住宅の通常の維持修繕業務に支障が出てきております。このことから、新たに屋根改修を行う工事費421万2,000円とことしの自然災害対応でかかった修繕費435万1,000円、合わせて856万3,000円について新たにお願いするものでございます。以上で、平成30年12月補正予算の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 現在、県内で入居できる可能数に対して、どれぐらいの比率で入っているのか。

◎竹崎職員厚生課長 12月1日現在、608戸のうち451戸入っております、74.2%の入居率でございます。

◎黒岩委員 住宅の古い新しいもあると思うんですけど、古い住宅はどれぐらいの年数ですか。

◎竹崎職員厚生課長 47年ぐらいたっております。1番新しいところでも15年ぐらいになっております。

◎黒岩委員 個人で住宅を建てている方も年々ふえていると思うんですが、今後の職員住宅の考え方、あり方、方向性はどのように考えていますか。

◎竹崎職員厚生課長 最近、新採職員もふえておまして、入居希望者がふえております。世帯用は現在60%ぐらいでございますけれども、単身用は90%の利用がございます。単身用は47年ぐらいたっているかなり古いところになりますと部屋が狭いので、世帯用を単身者に利用していただく形で、できるだけ入居率を上げるように努力をしているところでございます。

◎黒岩委員 最近ではエコ住宅というか非常に気密性のある住宅も多くなってきている中で、どうしても年数がたってくると夏場の暑さとか、生活していく上でいろいろ厳しい状況にもあろうかと思っておりますので、そのあたりの建てかえとか、今後の方向性はどのように検討されているんですか。

◎竹崎職員厚生課長 できるだけ快適に過ごせるように、メンテナンスを行いながら利用していただくような形で。今は知事部局だけではなく、教育委員会、警察の官舎も相互で使えるような形でやっております。

◎黒岩委員 例えば、過去に入居者がいないので土佐清水市に移管をするということもあったと思うんですけども、今後、地域によってそのようなところも出てくるんじゃないかと思うんですが、どのような状況ですか。

◎竹崎職員厚生課長 現在、土佐清水市は100%入っている状況でございます。ほかのところも、今まで必要なくなったところは市町村とかいろんなところに売却もやってまいりました。今、新採職員が県だけではなく教育委員会、警察もふえているということで利用がありますので、できるだけ、まずは利活用していこうと考えております。

◎黒岩委員 全国的に台風などさまざまな災害によって、高知県に住まれるというケースもごく少数ですけどありますよね。このような方々に対しての住居提供も考えられているんですか。

◎竹崎職員厚生課長 今回、7月豪雨で被災を受けられた方が活用できる場所はないかという御要望がございましたので、宿毛市で空いている宿舎を準備させていただきました。

◎塚地委員 先ほど警察、教育委員会の相互乗り入れという使い方をされると言ったんですけど、それは県の職員住宅だけなんですか。教職員住宅に知事部局の職員が行く、警

察も行くという、全体的なシェアの仕方なんですか。

◎竹崎職員厚生課長 今のところ県の職員住宅は空いておりまして、警察、教育委員会はいっぱいの方ですので、教育委員会のほうは利用しておりませんが、警察にお譲りした宿舎に県職員がまだ残っているところもあります。そこについては、出られるまでは構いませんという形で使うようにしております。

◎塚地委員 県の空き部屋を使ってもらっている状況ということですね。先ほど、黒岩委員からもあった県の職員住宅をこれからどうしていくかということ、空いたので結構売るといパターンもいろいろ見えてきているんですけど、それでいいのかと。やはり、県の職員住宅のあり方、古い分をどう建てかえていくかという計画が必要なのではないかと思うんですけど、そこは全体的な検討にはなっていないですか。

◎竹崎職員厚生課長 そのような計画もございましたけれども、かなり費用もかかるものでございますので、現在住んでいる方もたくさんおりますので、できるだけメンテナンスを行って、活用できるようにしていきたいと考えております。

◎塚地委員 耐震化の問題もありますので、職員の皆さんの安全確保という点でも頑張っていたきたいと思っています。

◎大野委員 職員住宅は火災保険とか自然災害の保険には入れないのですか。

◎竹崎職員厚生課長 入っております。管財課で手続をしております、今回の屋根の改修部分につきましては、今後、管財課に手続をしていただくよう、今準備をしているところです。

◎大野委員 この金額が保険からおりるといことで考えてよろしいです。

◎竹崎職員厚生課長 確実に全額おりるかどうかわかりませんが、手続をするようにしております。

◎大野委員 これから、震災が起こる可能性が高いので、全部を直すことになる大変なので。それともう一点、ほかの近隣に被害があったところなんかもしっかりとその対処はされているんですよね。

◎竹崎職員厚生課長 これにつきましては、損害賠償を行いました。

◎明神委員長 質疑を終わります。

<財政課>

◎明神委員長 次に、財政課の説明を求めます。

◎永渕財政課長 財政課でございます。まず、一般会計補正予算について御説明をいたします。右上に②と書かれた議案説明書の17ページをお願いいたします。

歳入について、今回の補正予算に必要となります一般財源につきましては、地方交付税4億6,007万円の増額補正をお願いするものでございます。18ページをお願いいたします。

歳出についてでございますが、財政費の人件費以外では17款諸支出金3項公営企業支出

金の補正がございますが、1 電気事業会計支出金を15万円の増額補正、3 病院事業会計支出金を526万9,000円の減額補正をすることとしてございます。これは電気事業会計及び病院事業会計における人件費の補正に伴うものでございます。補正予算に関しては以上でございます。

次に、右上に③と書かれました高知県議会定例会議案（条例その他）の51ページをお願いいたします。第16号平成31年度当せん金付証票、いわゆる宝くじの発売総額に関する議案でございます。宝くじは当せん金付証票法によりまして、議会の議決をいただいた金額の範囲内で総務大臣の許可を得て販売できることとなっておりまして、例年この時期に翌年度の発売総額の議決をいただいているものでございます。来年度の発売総額につきましては、今年度と同額の80億円に据え置きたいと考えてございます。財政課からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

<税務課>

◎明神委員長 次に、税務課の説明を求めます。

◎川崎税務課長 税務課でございます。税務課が提出しております議案は、平成30年度一般会計補正予算案でございます。まず、歳入の補正予算案につきまして御説明申し上げます。お手元の右上に②とあります議案説明書（補正予算）の19ページをお願いいたします。地方消費税清算金でございます。地方消費税は国税である消費税とともに課税業者の所在地を管轄する税務署に他県にある支店分も含めまして一括納付されることから、その税収を最終消費地となる都道府県に帰属させるために小売業やサービス業に関する商業統計のデータや人口などを基準に都道府県間で精算を行います。この全都道府県との精算によりまして精算に伴う収入と支出が発生しますが、この歳入は他県から払い込まれる本県の収入に関するものでございます。全国の地方消費税の払い込み額が当初の見込みを上回る見通しとなったことから、他県から払い込まれる清算金収入も増加する見込みとなり、1億2,000万円余りの増額補正をお願いするものでございます。

続きまして、歳出補正予算案につきまして御説明申し上げます。20ページをお願いいたします。右端の説明欄の2 賦課徴収費、地方消費税徴収取扱費負担金でございます。先ほども申し上げましたとおり、地方消費税は国税である消費税とともに、税務署に申告納付され、その後国から県に払い込まれます。この地方消費税徴収取扱費とは国におきまして、地方消費税の賦課徴収に要した経費としまして、地方税法の規定に基づいて国からの払い込み金額の0.6%に相当する額を県として負担するものでございます。今回、地方消費税の本県への払い込み額の増加が見込まれますことから、106万円余りの増額補正をお願い

するものでございます。続きまして、3 納税促進費の個人県民税徴収取扱費市町村交付金でございませう。個人県民税は市町村におきまして、個人の市町村民税と一体で賦課徴収を行いますことから、個人県民税の賦課徴収に要する経費を地方税法の規定に基づきまして市町村に交付するものでございませう。徴収取扱費の算定の基礎となります納税義務者数や過誤納金の還付額、また配当割と株式譲渡割の控除未済額が当初の見込みを上回る見通しとなりましたことから、900万円余りの増額補正をお願いするものでございませう。続きまして、諸支出金の地方消費税清算金でございませう。これは、地方消費税を各都道府県間で精算を行いました結果、本県が他県に対しまして清算金を支出するものでございませう。今回、地方消費税の本県への払い込み額が当初の見込みを上回る見通しとなったことから、清算金支出を3億7,000万円余りの増額補正をお願いするものでございませう。続きまして、その次の地方消費税市町村交付金でございませう。地方消費税に関する都道府県間での精算を行いました後の地方消費税と清算金収入の2分の1を地方税法の規定に基づきまして市町村に交付するものでございませう。さきに御説明しましたように、地方消費税の全国の払い込み額が増加する見通しとなり清算金収入も増額が見込まれることになったことから、6,300万円余りの増額補正をお願いするものでございませう。以上で税務課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田(周)委員 地方消費税の配分率は私が承知しているのは国が6.3%で残りが地方ですか。それは定率で決まっているんですか。

◎川崎税務課長 定率で決まっております。地方は1.7%でございませう。

◎上田(周)委員 そういう決まりの中で動いているんですが、一般財源の総額の確保という観点から、それを地方に厚くといった議論は行われていないんですか。結構、依存財源ですけど、一般財源として、県にとっては貴重な収入と思いますが、その6.3%とか1.7%の改正といったことは国へ提言していくという議論はないんですか。

◎川崎税務課長 何年か前に、5%から8%、8%から10%と一体で決まったときに、当初1%であった税率をどれだけにするかといったところで、多少は地方に有利なように1.7%、将来10%になったときには2.2%という数字になっておりますので、多少なりとも地方のほうにということも行われておるのではないかと考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部の議案を終わります。

《報告事項》

◎明神委員長 続いて、総務部から4件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

まず、高知県の望ましい公文書管理制度の構築に向けて、文書情報課の説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長 文書情報課でございませう。青いインデックスで総務部の報告事項の

赤色のインデックスで文書情報課をお願いいたします。表題が高知県の望ましい公文書管理制度の構築に向けてという資料でございます。

本県では、公文書の適正な保存管理や歴史公文書に対する県民の皆様の利用請求権などに必要となります。統一したルールを規定する新たな条例の制定に向けて検討を行うため、本年5月に専門家有識者一般県民の皆様を委員とする高知県の公文書管理のあり方に関する検討委員会を設置し、先月まで5回にわたって御議論をいただいたところでございます。12月4日には、委員会から正式に御報告をいただきましたので、その概要につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。資料の左側には検討委員会からの五つの提言内容、右側には提言を踏まえた具体的な取り組みにつきまして記載をさせていただいております。

まず、提言の一つ目でございますが、新たな公文書管理制度は、公文書を県民共有の知的資源とした上で、県政の効率化、透明化、県民の皆様への説明責任を果たすことを制度の目的にするべきとの提言内容でございます。具体的には右側に内容を記載しておりますが、④のところを見ていただきたいと思います。県が出資する団体や公の施設の指定管理者につきましても、高知県情報公開条例と同様に、文書管理に関して努力義務を課すべきことの提言もなされておるところでございます。

次に、提言の二つ目でございますが、実施機関は公文書の適正管理と職員への研修を行うとともに、不適切な取り扱いが生じることがないように対策を講じるべきこと、もう1点は知事が総合調整機能を果たすことが望ましいとの提言内容でございます。具体的には、右側の⑤でございますが、新たな公文書管理制度の主な取り組みといたしまして、1点目として、意思決定の過程も含めまして、事務事業の実績を検証できる文書の作成を義務づけるべきこと、2点目としまして、公文書の管理はファイル単位で管理すること、公文書はできるだけ早い時期に公文書館に移管すべきかどうかを定めておくこと、3点目としまして、公文書ファイルは県民に公表すべきことの提言がなされております。また、⑥の知事の総合調整機能でございますが、制度の統一したルールと運用を確保する観点から、条例施行規則の制定、ガイドラインの策定などに関して、知事が総合調整機能を果たすことが望ましいとの提言がなされております。

次に、提言の三つ目でございますが、特定歴史公文書等、これは歴史資料として重要な公文書として公文書館に移管された文書でございますが、この特定歴史公文書等を公文書館で永久に保存し、県民の皆様が利用しやすい環境を整えること、もう1点、この特定歴史公文書等の利用は、県民の皆様の利用請求権に基づくものであることを条例に明記すべきとの提言内容でございます。具体的には、右側の⑦でございますが、公文書管理法や国立公文書館の取り扱いに準じることが望ましいとして、公文書館での永久保存、適正な管理あるいは県民の皆様が容易に特定歴史公文書等を検索できるような目録の作成、利用

請求権に関しましては、特定歴史公文書等は、利用制限をする必要のあるものを除き利用をさせなければならない旨の県の義務規定を条例に明記するべきとの提言がなされております。

次に、提言の四つ目でございますが、公文書館に期待される役割として、1点目が、公文書を廃棄する際に公文書館に協議することを義務づけし、これらの協議に対して公文書館が意見を述べるができること、2点目として職員研修を行うこと、3点目としまして市町村に対する支援を行うこと、4点目としまして、1点目から3点目を実施するに当たりましては、専門的な知見を持ったアーキビストなどの配置に努めることといった提言内容でございます。特に、1点目の公文書の廃棄時の協議につきましては、⑧でございますが公文書の廃棄時の入念なチェックといたしまして、公文書を公文書館に移管または廃棄する場合には、廃棄される公文書については県民の皆様公表すること、各実施機関は公文書館に協議を行い、公文書館が意見を述べるができるようにすること、公文書館は協議内容を専門家や有識者等で構成する第三者委員会に諮問をするべきとの提言がなされております。

最後に、提言の五つ目でございますが、1点目は先ほど提言の4で御説明いたしました第三者委員会につきまして、知事の附属機関として設置すべきこと、2点目は委員会の機能として規則等の制定、改廃に係る審査、公文書の廃棄に係る審査、利用請求権に関して審査請求があった場合に審査を行う機能を与えるべきこと、3点目としまして各実施機関に対して委員会が意見を述べるができるようにすることといった提言内容でございます。

次に、2ページをお願いいたします。この資料は、報告書の内容を踏まえまして、公文書の作成、取得から、公文書館への移管、保存までの一連の事務の流れをフロー化したものでございます。上の帯にございますが、現用の公文書のうち、歴史資料として重要なものは公文書館に移管いたしますので、このフローはどのように歴史資料として重要な公文書を選別するかのフローになってまいります。資料を左から右に見ていただきますと、まず作成・取得がございまして、次に整理というプロセスがございまして、この整理の右横に現行でも設定をしております保存期間に加えて、保存期間が満了した時点で公文書館に移管するのか、あるいは廃棄するのか設定をいたします。これは提言の⑤の二つ目の内容に対応するものでございます。次に、保存のプロセスの次にございます公文書ファイル管理簿の調整、公表でございますが、これも提言の⑤の三つ目の内容に対応するものでございます。次に、保存期間満了時のプロセスでございますが、まず、実施機関、各所属で作成時の移管、廃棄の判断が適切であったかを確認する一次選別を行いまして、一次選別を終えますと、各所属は移管、廃棄の意見を付して公文書館に協議し、あわせて県民の皆様その内容を公表いたします。公文書館は協議を受けまして、一次選別の結果を精査し、

一次選別に疑義がある場合は実施機関に意見を述べることとなります。これが公文書館での二次選別となります。公文書館の二次選別の意見を聞いて実施機関の最終判断が行われ、公文書館は実施機関の最終判断の内容を第三者委員会に諮問いたします。歴史公文書等に該当する旨の委員会の答申がなされた場合には、公文書館が廃棄の措置をとらないように実施機関に求め、各実施機関はその文書を廃棄することができないようになります。先ほど御説明いたしました提言の⑧の公文書の廃棄時の入念なチェックの具体的なプロセスでございまして、各実施機関による一次選別公文書館による二次選別、第三者委員会によるチェックという三段階、さらには県民の皆様はそのプロセスを公表するという仕組みになってございます。こうした仕組みは全国的にもトップクラスの厳格な取り扱いになるのではないかと考えておるところでございます。

なお、資料の1番下をごらんになっていただきますと、公文書館に移管されるまでは情報公開条例に基づく公文書開示請求で対応し、公文書館へ移管された後は、公文書管理に関する新たな条例に基づく特定歴史公文書等利用請求で対応することとなってまいります。この開示請求と利用請求の違いにつきましては、利用請求は個人情報や初め非開示情報など、利用制限をする必要のあるものも時の経過を考慮しまして段階的に開示していき、県民の皆様にご利用していただくことができるというところが大きな違いとなっております。

次に、3ページをお願いいたします。この資料は先ほど御説明いたしました公文書の管理のフローに関しまして、具体的な運用をイメージ化したものでございます。公文書につきましては、作成や取得をした時点で5年10年30年といった保存期間を設定いたします。この保存期間ごとの具体的な公文書の事例といたしましては、5年であれば会計書類、10年であれば諸会議に関する重要なもの、30年であれば協定、条例に関するものなどがございまして、あわせて保存期間が満了したときの措置を設定し、保存期間が満了した時点で改めて選別し、廃棄としたものについては第三者委員会のチェックを受けるという三重のチェックをし、公文書館に移管、保存期間の延長、廃棄の措置を定めまして、移管とされたものは保存期間が5年10年のものであっても歴史資料として重要なものは公文書館に移管し、永久に保存されることになってまいります。また、保存期間の延長につきましては、継続している事業に関連する公文書などが考えられますし、廃棄につきましては、重複している公文書や既に公表されているものなどが考えられます。下のパターンにつきましては、政策単位での公文書の取り扱いのイメージをお示しさせていただいております。政策に関しましては、関係機関への紹介や庁内での協議を経て企画立案がなされ、それをもとに、関係機関との協議やその協議結果に基づいた県の内部における協議を経まして制度の創設、具体的には協定の締結、条例の制定等という一連のプロセスが想定されます。その際には複数年度にわたって公文書が作成されるということも想定をされるところでござい

ます。

公文書の一般的な保存のルールでは、内部の協議文書や対外的な協議文書などは5年あるいは10年の保存期間となりますが、協定や条例等の制定に向けた途中または協定締結後や条例制定後、これらの文書の保存期間中であれば現用性が高いことから、保存期間の延長の措置を講じることになろうかと考えております。重複しているものとか、あるいは既に公表をしているものなどは廃棄することもございますが、その場合におきましても、三重のチェックがかかりますので、むやみに廃棄するということはございませんし、保存期間が30年未満であるということで、途中段階で廃棄をして県民の皆さんの目に触れることがないということはないものと考えております。最終的には延長措置を講じた公文書と協定条例等を一体として保存し、協定条例の保存期間である30年が経過した段階で一括して公文書館に移管するというイメージでございます。

次のページをお願いいたします。報告書の内容を踏まえまして公文書等の管理に関する条例の構成イメージをお示しさせていただきました。今後、報告書の内容を踏まえまして、条例の具体的な内容の検討を行いまして、県議会にその検討内容を御報告させていただくとともにパブリックコメントも実施し、平成31年度の6月議会を目途に条例議案を上程し、御審議賜りたいと考えておるところでございます。

次のページをお願いいたします。公文書館の整備に向けた取り組み状況につきまして御報告させていただきます。まず、公文書館の整備に関しましては、主体工事、電気設備、機械設備工事の3本の工事とし、入札、契約をしたところでございます。改修工事の工期につきましては、いずれの工事も12月11日から来年10月6日までとしております。なお、配置図につきまして、当初の計画から変更がございますので、御説明をさせていただきます。配置図の3階の部分でございますが、左上部分にまんがワークショップ等と表記している部分が、当初保管庫として活用しようとしていた内容から変更してございます。

資料の右側の歴史公文書等の選別等につきましては、現在、知事部局を初め各行政委員会において昭和時代の公文書を対象にこの10月から一次選別の作業を始めております。平成31年度からは当課で二次選別を行いまして公文書館に移管するものを選別し、施設整備の完了後に公文書を搬入して書架に配架するなどの作業をしてまいりたいと考えております。

最後に、公文書館の開館の具体的な時期につきましては、改修工事の進捗状況を見ながら適切な時期に判断をしてまいりたいと考えております。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 検討委員の皆さんには密度の高い審議もしていただいて、先ほど全国でトップクラスの話もありましたけれども、基本的な考え方というところがすごく整理されているのではないかと見させていただいています。公文書というものの持つ性質をきち

んと県民の財産なんだと、行政側のものではないというところをきちんと明記もされて取り扱いを考えていくという基本ラインがすごく大事で、その点を押さえられていて、それをどう具体化していくかということがこの条例の中に盛り込まれているし、何よりも魂が盛り込まれないといけないと思って。それで、この間、例えば高知県でかつて議員からの口ききは全部メモしてとっておくようにと、議員から要請があったものはちゃんとメモしておきなさいよということも言われていた経過があると思うんですけど、そういう部分で、国のほうでは今、政治家の名前が入っている部分については、極力メモとして残さないようにというものもあったりして、そこらあたりのこともきちんと職員の皆さんに周知をし、メモ的なものもきちんと残せるかどうかというところは、結構意思決定の過程の中では大きいと思うんですけど、先ほどの御説明の3ページのところで、企画立案段階の文書、内部協議文書という位置づけになっているもの、それから基本的な運用のところで会議や協議資料というふうに1年保存、5年保存でなっているようなものにどこまでの範囲がその文書として位置づくのかという、そこらあたりの整理はどういう状況ですか。

◎徳橋文書情報課長 具体的な整理はこれから検討するということになってこようかと思いますが、現時点では、さまざまな方々と協議をした時点ではメモを書いたり、あるいはICレコーダーでとらせていただいたりという形で業務をいたします。それを協議記録という形で整理をして、それが間違っていないと、きちんとした記録だという検証を組織として行った上で後々まで残していく、それが協議資料ということになってまいりますので、個人段階で一旦起こしたというのは、まだ組織の検証も経ておりませんので、そこは個人のメモ、段階にとどまると。それをきちんと組織として、協議資料として整理をして残していくというようなことで、そこは改めて整理をして職員に周知をしてまいりたいと考えております。

◎塚地委員 その場合に、いわゆる個人の聞きかじった話ではないんだと、それを正式に整理をした上で、その資料をもとに協議をしましたよというものになった場合に、公文書に位置づけますという検討になっているということですね。

◎徳橋文書情報課長 検討委員会からいただきました公文書の定義も、職員が作成取得し組織としてきちんと共用し、後々も活用するということで管理をしていくものが公文書に該当しますということで御提言をいただいておりますので、それを踏まえれば、きちんと検証をして正しいものが公文書という整理になってこようかと思っております。

◎塚地委員 一つのポイントとなる部分だと思うんです。どのような前提で協議をするかと言ったときに、いろんな外部からの圧力があつたのかなかったのか、そこは政策決定の中で極めて重要な部分になってきて、その部分を今の形で言うが残らない可能性のほうが私はちょっと色濃くなってくるんじゃないかと不安を持っております。その部分は少し整理をして、条例になるとときには物申し上げるようにしたいと思うんですけど、1番表

に出したくないものを隠している、隠していることが表に出るから意味がある、そのどここの部分でどう判断するかというのは職員の皆さんの良心に頼らないといけないのかと、それでいいのかというところはちょっと出てこようかと思っていて、そこにきちんとした法的根拠みたいなものを持たせられるのかというところを深めていかなければならないと思っているので、きょうここでは意見だけですけれども、そういうことを考えています。

◎徳橋文書情報課長 委員の御意見も踏まえまして、検討させていただきたいと思います。

◎久保副委員長 この取り組みは大変重要だと思っています。お聞きしたいのは公文書館の運営はどこが担うようになるのでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 施設は全て公文書館という位置づけでございますので、今のところは総務部の出先機関と想定しておるところですけれども、公文書館が全ての運営を担うという形になろうかと思えます。

◎久保副委員長 2 ページのフローの中で一つのポイントは実施機関が各所属で一次選別して、次に二次選別を公文書館でするじゃないですか。二次選別をするときに一つのフィルターを通るわけですけれども、この選別はどのような方がやられるのでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 委員会からの報告書では、アーキビストの配置ということで、努力してくださいという提言になっております。アーキビストという資格とか専門の職は現在ございませんので、国で公的認証制度ができないかということで今検討をされておると聞いております。本県におきましては、さまざまな研修がございますので、そういった研修に参加もし、専門的知識を職員が身につけるようなことで人材育成もしまして、その職員によって二次選別をしていくことを今のところは考えております。公的認証制度が確立されましたら、そういった資格を持った方の採用も検討したいと考えております。

◎久保副委員長 基本的に県の職員がやられるということですか。

◎徳橋文書情報課長 そうでございます。

◎久保副委員長 最初にお聞きした運営、施設の管理もそうでしょうけれど、中身の運営についても県がやるという位置づけになるのでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 性格的には県の出先機関という位置づけですので、県の職員が運営、あるいは選別業務もしていくということになってこようかと考えております。

◎久保副委員長 フローの右のほうに一旦そこで廃棄と決まって、第三者委員会に諮問しますよね。そこで初めて、県の職員以外の方の目が通るということになるわけですか。

◎徳橋文書情報課長 そのとおりでございます。

◎君塚総務部長 今回の公文書管理制度について、条例の下に規則ですとか各種ガイドラインマニュアルをつくっていきますけれども、ガイドライン、マニュアルをつくる時にも第三者委員会の意見も聞いて回していきますので、そこは第三者の目が入ったもので運用していくと。最後に三重チェックのところでは諮問をかけていくというたてつけになってい

ます。

◎久保副委員長 4ページの左下、第5章のところに高知県公文書管理委員会（仮称）とありますよね。この委員会というのは2ページのフローで言えばどこに当たるんですか。

◎徳橋文書情報課長 2ページ、右のほうに第三者委員会諮問と書かさせていただいていますが、ここの位置づけになってこようかと思えます。

◎久保副委員長 第5章の高知県公文書管理委員会（仮称）は、2ページのフローで第三者委員会の諮問のところに入ってくるということですか。

◎徳橋文書情報課長 第三者委員会の一つの機能として、県が廃棄とした文書についてチェックをしていただくということになってまいります。

◎久保副委員長 先般、御一緒に沖縄県の公文書館を見てきて、あ那时的イメージをすごく持っているもので、沖縄県の運営は県の職員ではなくて第三者に委託していましたよね。それとはちょっとやり方が違うわけですね。

◎徳橋文書情報課長 沖縄県は公の施設ということで指定管理でされておりました。ただ、全国的に見ますと、出先機関ということで直営でやっておられますので、本県としてもまずは直営でスタートしたいと考えております。

◎浜田（英）委員 全国たくさんの公文書館を見てきましたけれど、こどもの図書館とか生涯学習支援センターなどいろんな機関が入る中で肝心の公文書館の書庫とかそういうスペースが十分に余裕があるのか、キャパシティを心配していますが、今のままで十分と言え切れますか。

◎徳橋文書情報課長 書類を並べてということでございますけど、書架延長6.1キロメートルぐらいのキャパシティを確保しております。平成32年度にこれまで作成してきた、主には昭和の文書でございますが、それをまず一旦収納します。それが大体、40%から50%ぐらいのキャパシティということになります。あとの40%、50%について、毎年度、公文書を搬入していくということになってまいりますけど、想定しましたら、40年余りは収納できるというふうに今の計画ではしております、さらに加えてということになりますと、全ての施設が公文書館でございますので、公文書が置けないという状況になりましたらお貸しをしている団体の皆様には御遠慮いただくということも、これから考えていかなければならないと。ただ、40年ぐらいは今の計画で十分収納ができますので、もう少し将来的な問題かなというふうには認識しております。

◎浜田（豪）委員 歴史公文書は5ページに昭和以前の公文書が対象とありますが、どこまでさかのぼってあるんですか。

◎徳橋文書情報課長 昭和20年7月の高知空襲で明治の初めから昭和20年までの文書は大方焼失しております。昭和20年の終戦以降につくった文書ということで、現在の推定でございますけど15万ファイルぐらいはあるということで、その選別をしていくということ

今作業をしておるところでございます。

◎浜田（豪）委員 それで40年間は大丈夫だということによろしいでしょうか。

◎徳橋文書情報課長 はい。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、個人情報保護条例の改正について、文書情報課の説明を求めます。

◎徳橋文書情報課長 続きまして、御説明をさせていただきます。先ほどごらんになっていただきました資料の次、6ページ7ページでございます。

まず、7ページをお願いします。高知県個人情報保護条例につきまして、改正に向けた検討の状況と方向性に関しまして、御説明をさせていただきたいと思っております。

初めに、今回の改正の検討に至った経過につきまして御説明をさせていただきます。この資料は、昨年6月議会の際に御説明をさせていただきました資料でございます。高知県個人情報保護条例につきましては、個人情報保護の基本法でございます個人情報保護法の改正に伴いまして、個人情報の定義などに関する改正議案を平成29年6月議会で議決を賜り、同年9月5日から施行をしておるところでございます。内容は、法改正を踏まえまして、資料の右側でございますように、個人情報の定義の明確化や要配慮個人情報の対象の明確化につきまして、第1段階として条例改正をさせていただいたところでございます。第1段階に引き続き、資料右側の下でございます第2段階の改正としまして、1点目は、資料左側の1番下でございますが、法改正の概要の4番目の匿名加工情報（非識別加工情報）の規定の新設と県の事務事業の遂行に当たって課題となっている個人情報の収集利用提供に関する仕組みづくり、これは、県独自の改正ということでございますが、この二つの課題を第2段階で改正をさせていただく旨の御説明をさせていただきました。

まず一つ目の課題でございます匿名加工情報の規定の新設につきましては、地方自治体における制度のあり方に関しまして、国において現在も検討がなされているという状況でございますので、引き続き検討の動向を見きわめながら、適切な時期に対応をしてみたいと考えております。もう一つの課題でございます、事務事業を円滑に進める仕組みづくりにつきましては、庁内からの意見聴取や条例で設置をしております個人情報保護制度委員会からの意見聴取をした結果を踏まえまして、また他の都道府県の条例も参考にしながら、庁内で検討を重ねてまいりまして、このたび改正に向けた方向性として取りまとめをいたしましたので、御報告をさせていただくものでございます。

資料の6ページにお戻りをいただきたいと思います。具体的な体制の方向性といたしましては、事務事業の円滑な遂行に向けました新たな仕組みづくりに当たって必要となります、個人情報の収集、利用及び提供、要配慮個人情報の収集の規定の改正につきまして検討をしたところでございます。まず1点目の個人情報の収集でございますが、現行の規定の課題としまして、1番左の部分をごらんいただきますと、現行条例では本人からの収集

を原則としております。本人収集の原則の例外としまして、県の他の実施機関からの収集は可能ということになってございますが、市町村等から収集できるという規定がございません。このため、市町村等から収集する必要が生じた場合は、個別具体的に個人情報保護制度委員会の意見を聞くことを定めておりまして、この委員会において公益性、収集した場合に、個人の権利利益を侵害するおそれがないかどうかの審査を経た上で初めて収集することができるという規定になってございます。資料の真ん中でございますが、対応の必要性、事例にございますように、中学校を卒業されて進路がまだ定まっていられない方のサポートや、あるいは南海トラフ地震に限らずさまざまな災害の発生時に迅速に対応しなければならない場面などでは、市町村の皆様方と緊密に連携しながら情報のやりとりをすることが必要でございますが、現行の規定では迅速性に欠けるといった課題がございます。こうした課題の解決に向けまして、資料の右側でございますが、国や地方公共団体、国、地方の独立行政法人を含めまして、これらの団体は公益性を有しておりますし、個人情報の厳格な取り扱いが法律や条例で定められておりますことから、これらの団体を対象に相当の理由があるときに限って個人情報保護制度委員会からの意見聴取を経ることなく収集可能とする規定を設けることが望ましいのではないかと考えておるところでございます。

2の個人情報の利用及び提供でございますが、利用につきましては、実施機関内において収集した個人情報を利用目的以外の目的で利用することを制限しているものでございまして、例えば、総務部から同じ知事部局の他の部局へ提供し利用するといった場合などが該当いたします。提供につきましては、実施機関以外に収集した目的以外の目的で提供することを制限している規定でございまして、例えば総務部から教育委員会へ提供する場合などが該当いたします。この利用及び提供につきましても、多種多様な住民サービスを迅速に提供すること、災害発生時に機動的に対応することが必要でございますが、収集と同様に迅速性に欠けるといった課題がございます。こうした課題に迅速に対応するために収集と同様な規定を設けることが望ましいのではないかと考えているところでございます。

3の要配慮個人情報の収集でございますが、要配慮個人情報不適正に取り扱われた場合には、個人の権利利益を侵害するおそれが高いことから、本人の同意がございましても収集してはならないことを原則としております。この原則の例外としまして、法令等に定めがある場合等のほか、個人情報の収集や利用提供と同様に個人情報保護制度委員会の意見を聞くことを定めておりまして、委員会で公益性や個人の権利利益の侵害のおそれがないかどうかの審査を経た上で初めて収集することができるという規定になってございます。このため、真ん中の事例にございますように、県立施設を利用される方の情報が収集できない、あるいは災害等の緊急事態に本人や御家族からも収集することができないといった、万一の備えや緊急事態に迅速に対応できないといった課題がございます。こうした課題の

解決に向けましては、右側の対応策のところでございますが、収集禁止の原則は維持しつつ、本人の同意がございましたら例外的に収集可能とする規定を設けることが望ましいのではないかと考えているところでございます。また、緊急時を想定いたしまして、県民の皆様様の生命、身体、財産を緊急に保護する必要が生じた場合にも、収集可能とする規定をあわせて設けることが望ましいのではないかと考えているところでございます。こうした緊急時の規定は、個人情報の収集利用提供には既に盛り込まれておりまして、特に厳格に取り扱うべき要配慮個人情報であっても、県民の皆様様の生命、身体、財産を保護する必要が生じた場合は収集を可能とするものでございます。これらの改正の方向性に関しましては、県民の皆様への迅速なサービスの提供、あるいはサービスの向上や南海トラフ地震など緊急時の機動的な内容を念頭に置きまして検討したものでございます。今後は、県民の皆様や個人情報保護制度委員会の御意見をお聞きするという一連の手続を経た上で、2月議会で条例改正案を上程し、御審議賜ることを目指しまして作業を進めてまいりたいと考えているところでございます。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、障害者雇用に係る不適切な対応に対する措置について、人事課の説明を求めます。

◎笹岡人事課長 人事課でございます。お手元の総務委員会資料報告事項のうち、赤のインデックス、人事課と書いた資料の1ページをお願いします。

9月の定例議会におきましても御説明させていただきましたとおり、県庁における障害者雇用に関しまして、長年にわたりまして不適切な対応がなされてきたことによりまして、知事部局と公営企業局におきまして、法定雇用率に達していない状況が明らかとなりました。これは障害者雇用の対象となる職員の数を意図的に水増ししようとしたものではありませんが、法定雇用率を達成していると誤認してきたことで、障害者の方の就業の機会を失わせる結果となっていたことにつきまして、範を示すべき立場にある県として深く反省しております。今回の不適切な対応につきましては、漫然と過去からの取り扱いを引き継いできたことによるものですが、明確な基準を策定して庁内に徹底することにより防ぐことができたという点で、県として組織的な対応に問題があったと考えております。こうしたことから、知事部局と公営企業局におきまして過去にさかのぼりまして知事以下の関係者合計18名に対しまして、今年7日付で文書による注意の措置を行いました。先に記の2のところでございます。一般職につきましては、障害者雇用に係る実務を所掌し運用する人事課、公営企業局にあつては県立病院課の責任者である課長、障害者雇用の事務を所管し、こうした基準を策定し庁内に徹底することを所管する部の責任者であります総務部長及び担当の副部長、公営企業局にありましては担当の次長につきまして、それぞれその責

任を問う必要があると判断しまして、いずれの職員に対しましても文書注意といたしました。記の1に戻っていただきまして、特別職につきましても文書注意としますが、知事につきましても組織全体を統括する最終的な責任者ということで一段重い責任を問う必要があると判断しまして、嚴重文書注意といたしました。今後は今回の反省を踏まえまして、国の通知やガイドラインに沿いまして、より厳格な運用をするとともに引き続き障害者雇用に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。私からの報告は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、高知県情報ハイウェイのあり方に関する検討状況について、情報政策課の説明を求めます。

◎山下情報政策課長 情報政策課でございます。報告事項とあります資料の赤いインデックス、情報政策課のページをごらんいただきますようお願いいたします。6月の総務委員会で報告させていただきました情報ハイウェイの検討の現状について御報告させていただきます。

情報ハイウェイとは、県、市町村、公立学校等が利用する県域のネットワークでございまして、次回の更新で4世代目となりますことから、第4次情報ハイウェイと表現させていただきます。現行の情報ハイウェイにつきましては、資料左側の現行情報ハイウェイの状況の部分にネットワークの容量や機能、費用等の概要について記載しておりますが、平成31年度末をもって契約が終了するため、学識経験者や、市町村の代表者等で構成する検討会を設置し、後継ネットワークの必要性やその容量、機能等について検討してまいりました。これまで3回の検討会を開催し、一定の整理が行われてきましたので、本日は資料右上の検討状況に基づきまして、第4次情報ハイウェイに求められる方向性とそのあり方を実現するために必要とされる機能等について、検討会における検討内容を御説明させていただきます。

目指すべき方向性（市町村のニーズ等）にお示ししておりますとおり、第4次情報ハイウェイには従来の各種業務システムの通信基盤としての役割に加え、中山間地域における教育環境の充実のための遠隔授業の導入やオンデマンド教材の活用、また、地域包括ケアシステムの推進のための医療機関や薬局、介護系事業者等における医療介護情報の共有、さらには、市町村業務の効率化や経費削減のための自治体クラウドの推進など、これまで以上の活用が見込まれております。現行の情報ハイウェイにおきましても、毎年10%程度基幹回線の通信料が増加し、回線の容量が逼迫しているところでございますが、今後は、より大容量の回線が必要と見込まれるとともに、安定的な運用のためには通信容量に一定の余裕も必要とされることから、右の枠内の回線容量の拡大に記載しておりますとおり、

第4次情報ハイウェイでは基幹回線を10ギガビーピーエスとして、基幹回線と利用拠点を結ぶアクセス回線にも1ギガビーピーエスのメニューを導入したいと考えております。また、耐災害性の強化も求められているところであり、第4次情報ハイウェイでは、これまでも二重化されていた基幹回線だけでなく、アクセス回線の二重化をメニューに追加して選択可能とするなど、耐災害性の強化にも取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、情報ハイウェイを活用した業務改革の推進についてでございます。まず、携帯電話の高速通信の回線を活用してセキュリティーを確保しつつ、モバイル機能の導入により、出張先からシステムの利用が可能となる環境を導入したいと考えております。また、市町村と共同で利用するウェブ会議システムも導入していきたいと考えております。このシステムの導入によりまして、県職員同士だけでなく、県と市町村、さらには市町村同士の簡易な会議につきましても、ネットワークを活用して開催することが可能な環境を構築し、移動時間の短縮や業務の効率化につなげていきたいと考えております。以上のモバイル機能の導入やウェブ会議システムにつきましても、県、市町村ともに必要台数などを精査し、共同で調達することによりまして経費の削減にも取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、資料の右側中段の基幹回線の費用負担について、検討会の検討内容を御説明させていただきます。現在、基幹回線部分につきましても、年間約2億8,000万円の全額を県が負担し、アクセス回線はそれぞれの利用者が負担しております。このため、利用拠点数が約200カ所、全体の約3分の1である県がアクセス回線も含めたハイウェイ全体の経費の8割弱を負担しているところでございます。こういった状況を踏まえ、あり方検討会におきましては、今後の費用負担につきましても受益者負担という観点から市町村にも応分の負担を求めるべきであるという意見と情報通信の格差是正や広域行政、教育目的での利用など県の役割と考えられる基礎部分については県が引き続き負担するべきであるとの意見がございましたので、検討会の報告では両論併記の形で整理されることとなっております。これを受けまして、県といたしましては、情報化を推進するために県と市町村など利用者の役割と負担のあり方に関する整理も含めて予算協議を行っていくこととなります。

最後に、資料下段の調達等のスケジュールでございます。これまで、有識者や副市町村長で構成するあり方検討会を3回開催するとともに、市町村職員などで構成する移行検討に向けた準備作業部会を設置しまして、検討や情報共有、調整を行っております。今後は、より具体的な機能の検討を行い、年明けの2月から3月には調達公告、新年度には事業者からの提案の申請や契約を行いましても、平成32年度の運用開始に向けて準備していきたいと考えているところでございます。引き続き、市町村とも情報共有しながら、適切なスケジュール管理に努めていきたいと考えているところでございます。情報政策課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田（英）委員 現在、基幹回線800メガビーピーエスで、これが10倍近くに上がるということは、単純計算して使用料も10倍近くになると考えてよろしいですか。

◎山下情報政策課長 事業者に対しまして、技術的な仕様とあわせまして、価格についても見積もりをお願いしたところでございます。価格については5年7年8年という複数の形で提案を求めまして、現在10ギガの容量で見積もりをいただいている内容では、消費税を除きまして今の価格と同一の金額で運用できると。一般的にネットワークの回線の値段がどんどん下がってきておりますので、単純に10倍ではなくて、現在と同一という見積もりをいただいているところでございます。これが、正式な調達を行うことによって、さらに競争原理が働いて下がるのではないかと考えているところでございます。

◎浜田（英）委員 2.4ギガ時代に余りにも高い値段を払った記憶があるので、それから言えばうれしい話だなと思った次第です。ぜひ頑張ってくださいと思います。

◎塚地委員 情報セキュリティの確保という考え方もこれからいくんだと思うんですけど、例えば、地域包括ケアシステムとアクセスする場合も、その部分はインターネットと分離するとか、そういう形にはなっていないんですか。

◎山下情報政策課長 ハイウェイに接続する場合は、基本的にハイウェイの中で完結するようなネットワークを構築していただくというふうになっております。例えば、マイナンバー系とかもいろんな専用の出口、インターネットの出口もつくっておりますが、その他のシステムに関しては、基本的にハイウェイの中で完結するような仕組みになっておりまして、こちらのセキュリティの現状でも書いておりますが、インターネットとは分離された環境をハイウェイとしてつくっているところでございます。

◎塚地委員 地域包括ケアシステムの場合は各診療所とか介護事業所とつながるじゃないですか。そことの関係はどうなっていくのか。

◎山下情報政策課長 基本的にハイウェイへ接続するものは、インターネットとは分離した環境で接続していただくことになろうかと思えます。ネットワークをインターネットでつながる形にさせていただきますとハイウェイの中で矛盾が生じてしまいますので、あくまでハイウェイの中では、インターネットと分離した環境をつくっていただくと、例えば病院の中でもインターネットにつながらない専用端末を用意していただくとか、そういった切り分けが必要になってくると考えております。

◎塚地委員 そこは各診療所で一定新たな設備投資も必要になってくるということなんですか。

◎山下情報政策課長 これまでもネットワークの中では論理的に一つの光ファイバーの線を使っているんですが、全て論理的に分けてやってきておりますので、例えば既存の病院とか、そういったところについて、ネットワークが変わることによって、もしかしたら一

部機械の更新が必要になる可能性はあるかもしれませんが、新たに多額の出費が必要になるというふうには考えておりません。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、総務部を終わります。

〈会計管理局〉

◎明神委員長 次に、会計管理局について行います。

それでは、議案について局長の総括説明を求めます。

なお、局長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎中村会計管理者兼会計管理局長 会計管理局所管の12月補正予算につきまして御説明いたします。資料②議案説明書(補正予算)の160ページ、補正予算総括表をお開きください。会計管理局の補正予算は各課の人件費の減額及び総務事務センターが所管しておりますシステムの改修に係る経費で、全体では559万1,000円の減額をお願いするものでございます。人件費の減額の主な理由としましては人員の減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものでございます。また、総務事務センターのシステム改修に伴う増額の補正につきましては、働き方改革関連法の施行に伴う、総務部行政管理課の取り組みに対応させるもので、職員の時間外勤務を適切な方法で把握する観点から、勤務実績管理システムを一部改修するものでございます。後ほど総務事務センター課長から概要を説明させていただきます。

続きまして、207ページをお開きください。総務事務センターの給与等集中管理特別会計の補正予算でございます。これは、集中管理をしております各所属の人件費の補正に対応して行うもので、県全体で1億6,500万円の減額をお願いするものでございます。補正の主な理由は、今議会に上程しています職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反映させて計上したほか、人員の増減、職員の新陳代謝、共済費負担率の変更等によるものでございます。私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

〈総務事務センター〉

◎明神委員長 総務事務センターの説明を求めます。

なお、行政管理課の平井課長も同席しております。

◎久保総務事務センター課長 総務事務センターの提出議案について御説明をさせていただきます。総括説明で、局長の中村から御説明をいたしました人件費の補正以外に平成30年度一般会計補正予算の歳出予算につきまして、行政管理課からも概略につきまして御説明いたしましたように、補正予算案を1件提出しております。資料②議案説明書(補正予算)の162ページをお願いいたします。右側の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

2の総務事務センター費の総務事務集中化システム改修委託料397万5,000円の増額をお願いするものでございます。この総務事務集中化システムは当課におきまして運用保守管理を所管いたしております。このシステムは、四つのシステムで構成をされておきまして、今回の補正では、そのうちの職員の勤務実績を管理する勤務実績管理システムの改修を行おうとするものでございます。お手数ですが、お配りをしております総務委員会資料と書かれました会計管理局の議案補足説明資料をお願いいたします。赤のインデックス総務事務センター、パソコン使用記録を活用した勤務時間管理による職員の健康管理とマネジメントの強化という資料です。今回の改修を行うに当たりまして、まず左上1の背景でございしますが、本県では、産業振興を初めとする県勢浮揚に向けた取り組みですとか豪雨災害等への対応などにより時間外勤務が発生しており、職員の健康管理がますます重要となってきております。また、国でも働き方改革関連法案の成立に伴い労働安全衛生法が改正されまして、来年4月から下の点線囲いにございますように、医師による面接指導を適切に実施するため、タイムカード、パーソナルコンピュータ等による使用時間の記録等を客観的な方法などによりまして労働時間の状況を把握しなければならないようになってまいります。

次に、本県の現状でございしますが、右側の2の現状の欄にございますとおり、現在、時間外勤務は職員が事前命令により勤務実績管理システムを使用しまして、その中の時間外勤務手続の画面から入力を行いまして、その後管理職は実績の確認を行っておるところでございします。さきに述べましたような背景等を踏まえまして、管理職による現認を補完するとともに職員の時間外を把握する客観的な手法といたしまして、今回のシステム改修を行うわけでございしますが、その具体的な内容につきましては、3の対応欄のほうで御説明をさせていただきます。

左側で各職員が使用しております1人1台のパソコンへのログオン、ログオフといったログデータを利用しまして、右側の表、勤務実績管理システムの管理職照会画面（イメージ）といった画面を今回の改修では新たにつくりまして、職員ごとに時間外勤務の実績時間と管理職を含む職員のパソコンへのログオン、ログオフの記録を、下の職員一覧と書いた表にありますように、あわせて一覧表示をしまして、時間外勤務の実績とログ記録との間に乖離がないか管理職は確認しまして、この記録を参考にしながら、対象者に対しましては医師による面接指導を確実に実施し、業務管理を適切に実施できるようにするものでございします。改修後の来年4月、労働安全衛生法の施行時からこうした取り組みを行うこととしております。私からの説明は以上でございします。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 時間外勤務は、勤務実績のところに入って行って、そこから自分で申請するという手続ですか。

◎久保総務事務センター課長 時間外勤務手続の画面が別画面でございまして、そちらのほうから職員が入力をする形をとっております。

◎塚地委員 それは、つまり時間外勤務手当にある意味直結するものですか。今回入れるシステムというのは、単純にログオンしました、ログオフしましたという時間を。

◎久保総務事務センター課長 現在、インターネット分離に伴いまして、ITの資産管理ソフトを県庁内で運用しております。その中でログオン、ログオフのデータは引っ張ってこれますので、そのデータを新しくつくる画面へ落とし込むと。時間外の勤務に関しましても、既存の時間外の勤務実績からこちらのほうへ引っ張ってくるというような形で非常に一べつして管理職が見やすくするような画面構成にしております。

◎塚地委員 実質パソコンを開いてますという時間と本人が時間外勤務をやりましたというところの乖離が管理職によって一目瞭然になりますということですか。

◎久保総務事務センター課長 さようでございます。

◎塚地委員 基本的に労働安全衛生法関係の長時間勤務をしている方への対応のために、そういうふうにこのシステムを入れられることにしたわけですよね。そうすると、今でも結構おいでるじゃないですか、率直な言い方をすると時間外勤務をしているんですけど、私の仕事がちょっと不手際なんで時間外でやっているのということで時間外手当を申請しないという方々、結構真面目な職員が多くて、そことの矛盾というか、そこはどうなりますか。

◎平井行政管理課長 行政管理課でございます。先ほど久保課長からも説明しましたとおり、現在は、基本的な時間外手当というのは職員がこういった業務をきょうは残ってしたいということを所属長に申し出をしまして、それに基づいてその時間を承認する、いわゆる命令行為ということでやっております。退庁時間等は別でございまして、今はそれをまた次の日になりましたらその時間やりましたという実績の登録をしまして、それをまた職員と管理者が確認しましてやるという、いわゆる現認というやり方です。実は先ほど委員おっしゃられますとおり、実際の時間というのは出していないものという話も当然ゼロではありません。それは当然ながら時間外命令に基づくものかどうかというところの判断はあるんですけども、そういったところがございまして、先ほど申し上げた労働安全衛生法でしっかりと勤務時間というのはどういった時間になるのかということをするためにも客観的なデータをもとにやってくださいということで、今の現認自体を否定するものではないんですけども、一定パソコンとかで客観的なデータをもとに、どれぐらい勤務をしている状態があるのかということ把握するというのが義務づけられたということで、本県の場合はログのシステムを使って時間というものはどういうことか、実際出した時間と閉じた時間の中にちゃんと時間外勤務をやって適切な時間が出ているのかということ、もし次の日に余りに乖離がある場合、逆に、出していないのに閉じた時間が遅ければ、そ

こはやはり先ほど申し上げたとおり管理職と職員がどういった内容なのか確認をすると、そういうイメージでございます。

◎塚地委員 働く実態を客観的に把握するということがまずはスタートだと思うので、このシステムを入れていただいて、どういう状況かというのが一目瞭然でわかるようにするという事をスタートに、適正な時間外の管理は、今後、一つの課題になってこようかと思うんですけど、システムを入れて客観性をみんなのものにしていくということで取り入れていただいたらいいんじゃないかとは思っております。

◎黒岩委員 働き方改革関連法案の施行に伴って来年4月からということですがけれども、医師による面接指導と書かれておるんですけど、ここを見ると時間外労働が月100時間を超す職員が対象ということで、今100時間を超している職員は何人ぐらいいるんですか。

◎平井行政管理課長 昨年度で延べ157人で実質は80人という形になります。月100時間を超えると基本的には過重勤務の検診の対象にしております。それからあと80時間が2月連続とそれも検診の対象、それ以外でも心配のある職員については当然お申し出いただければ、産業医の検診を受けれるといった体制を本県はとらせていただいております。

◎黒岩委員 通常、産業医は何人で対応しているんですか。

◎平井行政管理課長 今は職員厚生課に産業医1名おりますので、その産業医のほうで面談を、検診の方は職員の申し出もありますので、医師職の者がローテーションでしております。そういったところで面談を受けていただく形でございます。

◎黒岩委員 健康対策ということでそういう面談を行って、これは重症だという職員の皆さんはいらっしゃるんですか。

◎平井行政管理課長 そこでというよりもやはり御本人とお話して状況をお伺いする、それから本格的に医師の診断を受けたほうがいいのであればそちらへ誘導したり、当然ながら業務の兼ね合いもございますので、そういったところは所属長とも話をしながら、どういった体制をとるのが本人にとっていいのか、そういったところでの観点で面談等を進めていくという形になろうかと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、会計管理局を終わります。

ここで、休憩とします。再開時刻は午後1時10分。

(昼食のため休憩 12時7分～13時8分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《教育委員会》

◎明神委員長 次に、教育委員会について行います。

それでは、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤教育長 議案の説明に先立ちまして、教職員の不祥事につきまして3件の御報告をさせていただきます。

まず1件目は、県立岡豊高等学校の野球部監督であった教諭が野球部員に対し体罰を行った事案でございます。当該教諭に対しましては、10月23日付で戒告の懲戒処分を行いました。

2件目は、公立中学校教諭が女子生徒に対してわいせつな行為を行った事案でございます。当該教諭に対しましては11月5日付で免職の懲戒処分といたしました。また、所属職員のわいせつ行為を長期にわたり把握することができず管理監督責任を十分に果たせていなかった同校の校長に対しては、同日付で戒告の懲戒処分といたしました。

3件目は、特別支援学校教諭が不適切な対応により児童にけがを負わせた事案でございます。当該教諭に対しましては、11月22日付で減給の懲戒処分といたしました。

これらの行為は、子供の心身を傷つけ人格を侵害する悪質なものであり、子供たちに規範意識や社会性を育み、心身の健やかな成長に寄与すべき教員がこのような行為に及んだことはまことに遺憾なことであります。また、全体の奉仕者としての教育公務員に対する社会的信用を著しく失墜させ、公教育への信頼を損なう不祥事が続けて発生することを重く受けとめ、県民の皆様の信頼を大きく裏切ることになりましたことを深くおわび申し上げます。まことに申しわけございませんでした。

県教育委員会としましては、部活動の場も含めましてハラスメントや体罰などの実態把握調査を全ての公立学校で実施しておりますので、この結果を公表するとともに、この調査において不適切な事案が確認されましたら、厳正に対応してまいります。また、今後コンプライアンスについて体系的な研修を構築していくほか、メンター制を活用したOJTシステムなど、組織力、人材育成の向上に向けた支援を充実させていくことで教職員の不祥事の防止に努め、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。なお、詳細につきましては後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

それでは、議案の説明をさせていただきます。12月議会に提出しております教育委員会関係の議案は、平成30年度一般会計補正予算議案ほか、条例その他議案2件となっております。

まず、平成30年度一般会計補正予算について御説明をいたします。資料②議案説明書(補正予算)の163ページをごらんください。教育委員会補正予算総括表となります。教育委員会所管の補正予算につきましては、総額で3億4,227万5,000円の減額補正となっております。

す。総括表にございます八つの課のうち、幼保支援課を除く七つの課には人件費の補正が
ございます。人件費につきましては私から一括して説明させていただきますので、各課長
からの説明は省略をさせていただきます。人件費補正の主な理由としましては、今議会に
上程しております職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改定を反
映させて計上したことによるもの、そして、人員の増減や職員の新陳代謝、時間外勤務手
当など各種手当の増減などによるもので、あわせて、3億4,611万1,000円の減額とな
っております。次に、人件費以外の補正につきましては、まず上から2段目の幼保支援課
でございますが、幼稚園が行います耐震診断に対する補助及びことしの7月豪雨による被
害が生じた保育所への補助経費としまして321万6,000円の増額をお願いするものでござい
ます。次に、上から7番目の新図書館整備課でございますが、県立図書館に図書を整備す
るための寄附金の申し出をいただきましたことから、それに伴い62万円の増額をお願いす
るものでございます。

続きまして、資料①平成30年12月高知県議会定例会議案（補正予算）の6ページをお願
いします。左側にございます13教育費の1教育総務費のうち、施設整備費は県立学校施設
の改修改築工事、その下の維持修繕費は県立学校のブロック塀等の改修工事、3学校費の
施設整備費は、高知国際中学校・高等学校の駐輪場新築や弓道場建築、駐車場及び敷地境
界フェンス等外構設備などにつきまして、それぞれ年度内の完了が見込めなくなりました
ことから、予算の繰り越しをお願いするものでございます。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。11ページをお願いいたします。上から
3段目にございます教員採用選考審査筆記問題作成等委託料から次のページの上の1段目
になります調理業務委託料までの8件について債務負担行為の増額をお願いするものでご
ざいます。

続きまして、条例その他の議案でございます。資料④平成30年12月高知県議会定例会議
案説明書（条例その他）の1ページをお願いいたします。職員の給与に関する条例等の一
部を改正する条例議案でございます。この条例は教育委員会が所管します公立学校職員の
給与に関する条例につきまして、高知県人事委員会の議会及び知事に対する職員の給与等
に関する報告及び勧告の趣旨に沿って職員に対して支給する給料月額及び諸手当の改定を
しようとするものでございます。

次に、3ページをお願いします。上段の高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設
置条例の一部を改正する条例議案は、県立特別支援学校のうち、校名に養護学校を使用し
ている4校につきまして、特別支援学校を使用した校名に変更しようとするものでござい
ます。各議案の詳細につきましては、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございます。冒頭に御説明いたしました教職員の不祥事のほか、3件
ございます。

1件目は、県立中学校への給食実施についてでございます。高知県立高知国際中学校での学校給食の実施及び県立高知南中学校での学校給食の代替措置の実施などにつきまして、高等学校課が説明をさせていただきます。

2件目は、県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定についてでございます。平成31年度から5カ年にわたる県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定に向けまして、10月24日から11月22日にかけてパブリックコメントを実施いたしましたので、その概要及び後期実施計画の最終案につきまして、高等学校課から説明をさせていただきます。

3件目は、平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果についてでございます。暴力行為やいじめ、不登校中途退学といった生徒指導上の諸課題につきまして、平成29年度の状況に関する調査の結果が10月25日に公表されましたので、その内容につきまして、人権教育課長から説明をさせていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします審議会等の9月議会以降の開催状況を説明させていただきます。審議会と記入いたしました赤いインデックスの資料をごらんください。第2期高知県教育振興基本計画推進会議、高知県産業教育審議会及び高知県社会教育委員会を10月に、高知県いじめ問題対策連絡協議会を11月に、次のページの高知県いじめ問題調査委員会を10月及び11月にそれぞれ開催いたしました。各審議会の審議項目等につきましては、資料のとおりでございます。今後も審議会の経過や結果につきましては、適宜委員の皆様へ御報告をさせていただきます。私からの総括説明は以上でございます。

◎明神委員長 続いて、所管課の説明を求めます。

＜教職員・福利課＞

◎明神委員長 初めに、教職員・福利課の説明を求めます。

◎坂田教職員・福利課長 教職員・福利課でございます。まず、第1号議案平成30年度高知県一般会計補正予算につきまして、説明をさせていただきます。お手元の資料②議案説明書（補正予算）の166ページをお願いいたします。債務負担行為につきましては、毎年12月議会をお願いしているもので、教員採用選考審査筆記問題作成等委託料に係るものでございます。この債務負担行為は、来年度実施いたします教員採用審査の筆記審査のうち、教職一般教養と、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校の校種ごとに教科の専門知識を問うための専門教養に関する審査問題の作成と採点のための委託料となります。問題の検討やチェックに十分な時間を確保するために本年度のうちに契約できるよう債務負担行為をお願いするものでございます。

次の第11号議案、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案につきましては、午前中に総務部行政管理課が説明したものと同一内容となりますので、省略をさせていただきます。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(な し)

◎明神委員長 質疑を終わります。

＜学校安全対策課長＞

◎明神委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎中平学校安全対策課長 学校安全対策課の議案について御説明をさせていただきます。お手元の資料②平成30年12月高知県議会定例会議案説明書(補正予算)の167ページをお開きください。繰越明許費の承認をお願いするものでございます。最初に、13教育費の中の4学校施設等整備費の施設整備費4億1,470万1,000円の繰り越しにつきましては、佐川高等学校のプール改修や高知追手前高等学校の部室改築など7件の工事において、施工方法等について学校との協議に日数を要したため、また、高知若草養護学校の食堂改築工事の設計委託業務など8件の委託業務において、学校や関係機関との協議や工法の検討に日数を要したため、年度内の完了が見込めなくなったことから、繰り越しをお願いするものでございます。これらの工事及び委託につきましては、建築課及び学校との調整を密にしながら、できる限り早期の完了に向けて取り組んでまいります。

次に、維持修繕費の1億4,455万3,000円につきましては、南海トラフ地震対策としまして平成28年度から取り組んでおります、県立学校のブロック塀等の改修工事4件につきまして、道路管理者との境界確認や関係機関との施工方法の協議に日数を要したため、工事の着手がおくれ、年度内の完了が見込めなくなったことから、繰り越しをお願いするものでございます。これらの工事につきましても、来年度への繰り越しをした後に、速やかに完了ができるように取り組んでまいりたいと考えております。

次に、168ページをごらんください。債務負担行為の予算案の承認をお願いするものでございます。市町村立学校等空調設備整備促進事業費交付金としまして、1億6,573万9,000円を計上しております。これは児童生徒の熱中症等による健康被害を防止し、夏場における快適な教育環境の整備を促進するため、市町村や学校組合が実施する小中学校などの普通教室への空調設備の設置を支援するものとなっております。具体的な支援内容につきましては、別添の資料をもとに御説明をさせていただきたいと思っております。総務委員会資料、議案説明資料の赤色のインデックス、学校安全対策課のページをお開きください。

まず現状について、県内の公立小中学校の普通教室への空調設備の設置率につきましては、本年9月1日現在で30.7%であり、全国平均の58%を下回っており、早期に整備を進めていく必要がございます。国では、この夏の猛暑を受けた対策としまして、全国の公立小中学校等の空調設備整備を進めていくために、本年度の補正予算でブロック塀冷房設備対応臨時特例交付金を措置しております。県内の市町村立及び学校組合立の小中学校や幼稚園などにおいて、エアコンが未設置の普通教室は今後統廃合などの事情がある一部の学校を除いて、全てこの交付金の活用によりエアコンが整備される予定になっております。

県教育委員会としましては、国の交付金を活用してもなお市町村の費用負担が大きくなることから、ここで、資料の左下の交付金のイメージ図をごらんください。補助対象事業費のうち、国の補助金及び起債のうち、交付税措置される額を除いた市町村が実質負担する額、補助対象事業費全体の中での割合で言いますと26.7%になりますけれども、この26.7%の4分の1を交付金として今回県が支援するという内容になっております。これによりまして、この資料にありますとおり市町村の実質的な負担は補助対象事業費の20%になります。県の補助対象とする事業は、ことし4月以降に着手した事業とし、交付期間は平成31年度及び32年度の2カ年で、市町村の事業が完了した翌年度にこの交付金を交付することにしております。今回、このために債務負担行為の予算案について承認をお願いする内容になっております。なお、事業費が国の補助要件となる下限額を下回るために国の交付金を活用できない市町村につきましても、今回、県の交付金の事業の対象にしたいと考えております。支援対象につきましても、24市町村1学校組合が所管する学校等について、合計で1,808教室を予定しているところです。学校安全対策課からの説明は以上となります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 この空調施設の支援、県の単独で市町村負担を少なくして推進するという決断をしていただいて大変みんな喜んでおります。今、工事が完了した翌年に交付するという御説明だったんですけど、今の状況で、例えば一気に工事が進むというような状況があって、現場からは工事が遅延したりする可能性もあるのではないかという心配の声があるんですけども、そこらあたりはどうかということと、もし工事が遅延した場合、それを原因に平成32年度までにできないというような状況が生まれかねないのか、どのような状況なのでしょう。

◎中平学校安全対策課長 今回の特例交付金の関係で国からも説明があったんですけども、今回の特例交付金については全国の小中学校の空調整備をやるということで、資材の関係であつたりとか業者の手配、確保という面からかなり厳しいというところもございますので、文部科学省につきましても経済産業省と連携をとりまして、業界団体のほうに事前に働きかけをするということで、エアコン機器を事前に製造等の過程に最初に入ってもらったことであるとか、工事業者につきましても、そういった事業量の工事が予定されているということを事前に情報提供するというところを、それから各都道府県においても、建築関係の部署から業界団体のほうに情報提供をするようにという指示がありましたので、高知県につきましても建築課と連携をとりまして、関係団体のほうに情報提供をさせていただいております。それから、平成32年度までに工事が終わらない可能性があるのではないかという御質問がありましたけれども、どうしても会計年度の関係というのは、今回、国の補正も平成30年度の補正ですので、明許繰越は想定しています。最悪の場合も1回繰り越して、事故繰越の方法もあるんですけども、それ以上の繰り越しというの

は会計制度上ございませんので、遅くても平成32年度までには完了させなければならないという状況でございます。

◎塚地委員 現場の皆さんにも頑張ってください、早期の設置が完了するようにお願いしておきたいと思えます。

それで、一つは、これからのことで、補助単価がちょっと低すぎて、県も頑張ってくださっているんですけど、実際は市町村の持ち出し部分で負担になるんじゃないかという懸念もあって、それは実施設計とかしてみないと予算的に出てこないと思うので、またそれを見て国への要望なりはお願いしないといけないかなと思っています。それと別にせっかく設置したものがどう有効に使われるかということが大事で、国会でもやっていただいて、来年等の地方交付税の中に一定の電気代も含むようにするやに伺っておりますけれども、その状況がどうなのか、わかっておれば。

◎中平学校安全対策課長 今回、文部科学省から特例交付金という形で支援されたのはあくまでも最初の建設費、イニシャルコストだけですので、国にはランニングコストについても何とかならないかという要望はさせていただいているんですけども、やはりその部分の補助はなかなか難しいというところで、具体的にはそれ以上の話は聞いておりません。

◎塚地委員 エアコンが設置されているところと設置されていないところとの電気代の違いみたいなことを文部科学省で調査はされていて、地方交付税の中に折り込めないかということはお願いをしてるやに情報は伺っていますので、せっかく設置したものが使えないということではだめですし、冷房の設備ということになっているんですけど、今暑さもさることながら結構な寒さになっているところもあって、子供たちが本を読むときに息が真っ白い状態、手が震えているという状況もあって、暖房でも使えるという形で設置というふうにとめてもいいわけですか。

◎中平学校安全対策課長 今回、国の特例交付金につきましては、冷房設備という形ですけども、実際補助対象につきましては、暖房機能がついても大丈夫です。ただ、暖房設備だけはだめということですので、冷房の設備がついている機器であれば、補助対象になるというところですよ。

◎塚地委員 これからの課題としては、電気代の負担がどうなっていくかというところで、ついていても消してほしいと言われてたりする話も現場では聞きますので、そこを県単独でどうしなさいという話ではなくて、国に対してきちんと対応できる、今までの地方交付税は基本的には学校の冷暖房がないパターンでついている算定になっているので、そこはちょっと頑張って国への要望もしていただきたいということで、お願いしておきます。

◎浜田（英）委員 既に設置されたところでは、30人学級と小規模の少人数学級等では子供たちの体感温度が随分違うんですよ。先生は立って授業をやってます。先生は暑いから自分の温度で設定するけれど、少人数学級で子供たち座っているんで、冷気が下へ溜ま

って寒いんですよ。それで実際、クーラー病にかかってしまったという事例もありますが、そこら辺は小まめに子供のことを考えて温度調節ということをつけ加えておきたいと思います。

◎上田（周）委員 ブロック塀工事を明許で繰り越ししていますよね。説明で道路境界の問題があると。これは、民地との境界も含めて、セットバックの問題とかそういうことはクリアできていくんですか。

◎中平学校安全対策課長 いろんなケースがあると思うんですけども、大体ブロック塀は学校の周辺を囲んでいるものですので、水路に面していたり、道路に面していたりということで、道路管理者であれば市町村との話になるんですけど、地元の住民の方からブロック塀を改修する時に一緒に隣接の道も広げてほしいといった要望もございますので、そういったところで住民との調整の中で時間を要しているところです。

◎上田（周）委員 南海トラフ地震対策で急いだ分もありますけれど、調整も大事にしていただいて進めていただきたいと思います。

◎大野委員 確認ですが、空調整備は学校単位で集めたものを各市町村が申請する形になってくるんですか。

◎中平学校安全対策課長 通例やっております国の補助制度と同じ流れになります。特例交付金にはなっていますが、通常の補助金と同じ流れで市町村から県に申請がなされて、県がそれを代行する形で国へ上げるという形になります。

◎大野委員 これは過疎対策事業債の充当が聞くんですよ。

◎中平学校安全対策課長 今回の特例交付金につきましては補正予算債が適用されます。まず、3分の1の国の補助金があります。その残りにつきましては補正予算債が100%充当されて、その中で60%交付税措置がございまして、最終的には市町村の負担が26.7%で、県が交付金を出すことによって2割の負担で工事ができる内容になります。

◎大野委員 過疎対策事業債はここに充てなくても構わないということですか。

◎中平学校安全対策課長 先ほど、今回の国の特例交付金は使えないところについても支援しますと説明しましたが、今回大川村がそうなんですけれども、国の下限額が市町村単位で400万円という要件がありますが、教室数が少なくてそれにちょっと届かないという事情がありますので、そこにつきましては県で何とか支援したいというところで、大川村につきましては過疎対策事業債を活用する形での支援で、その中で市町村が負担する分の4分の1を支援するというスキームにしております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

＜幼保支援課＞

◎明神委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎山岡幼保支援課長 幼保支援課でございます。幼保支援課の補正予算について御説明を

させていただきます。資料②議案説明書（補正予算）の170ページをお願いいたします。

補正をお願いするのは、右端の説明欄でございます保育所等災害復旧費補助金予算額63万9,000円と、保育所・幼稚園耐震診断事業費補助金予算額257万7,000円、あわせて321万6,000円の補助金についてでございます。

まず、保育所等災害復旧費補助金でございますが、これは、本年7月の豪雨によりまして、宿毛市にあります保育所の体育館が雨漏りをしまして、天井のボードの落下や廊下の壁が剥がれるなどの被害が発生したためでございます。その復旧に要した費用として補助するものでございます。総事業費は82万5,000円、補助率が4分の3になります。対象額につきましては、四国財務局の査定により決定をされます。全額を認められるとして、63万9,000円の予算の補正をお願いしておりますところでございます。なお、施設の復旧工事につきましては、既に完了しております、四国財務局の査定はこの19日に行われるようになっております。

次に、保育所・幼稚園耐震診断事業費補助金でございます。こちらは高知市内にございます私立幼稚園の耐震化整備を行うために、現施設の耐震診断を実施するための費用として補助しようとするものでございます。補助率が3分の2でございます、補助対象額が386万6,000円、予算額としまして257万7,000円計上ということになっております。当該施設につきましては、昭和52年に建築されました鉄筋コンクリート構造の2階建ての施設でございます、昭和56年以前の旧耐震基準によって建築されたものでございます。この施設の耐震化のために必要な診断を今回行おうとするものでございまして、今後は、耐震診断の結果を受けまして、当該設置者において補強を行うのか、改築工事を行うかを決定し、平成31年度に耐震化の工事に着工したいという旨のことをお伺いしております。以上で幼保支援課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

<高等学校課>

◎明神委員長 次に、高等学校課の説明を求めます。

◎竹崎高等学校課長 高等学校課の補正予算について御説明をさせていただきます。

資料②平成30年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の175ページをお開きください。来年度への繰り越しにつきましては、3学校費の施設整備費でございますが、高知国際中学校高等学校の駐輪場等新築その他の工事と弓道場、駐車場及び敷地境界フェンスと外構整備工事、共同グラウンドの新防球フェンス等の整備工事につきまして、入札中止や入札不調による設計内容の見直しや学校用地隣接地や敷地内の国有地との土地境界確定により、購入や寄附等について関係機関との調整に時間を要したこと等によりまして、年

度内での完了が見込めなくなりましたことから、予算の繰り越しをお願いするものでございます。

次に176ページの債務負担行為に係る調書でございますが、まず一つ目、基礎学力把握検査等委託料でございますが、生徒の学力状況を確認し指導改善につなげる学力定着把握検査を、現在県立高等学校の全日制及び多部制昼間部において、1年生2年生は年間2回、3年生は1回実施をしております。今回の補正予算は、平成31年度の第1回の検査につきましてできるだけ早い時期に民間業者に委託し、より効果的な対策を講じて学力向上につなげていくものでございます。対象となる学校は県立高等学校の本校、分校全35校でございます。使用する検査問題の種類によって、補正予算で対応する学年が異なっております。この検査は義務教育段階の学習内容や高等学校の学習内容を網羅的に復習するための学習教材がセットされておりますけれども、これまでは4月の慌ただしい時期に委託契約を行い、すぐに検査を実施してきましたことから、こうした教材を十分には活用できていなかった現状がございます。このため早期に委託をし、3学期の授業終了から春休みにかけて、しっかりと課題に取り組みせ、学習内容の確実な定着を図っていきたいと考えております。

次に、外国語指導助手配置委託料でございますが、県立の高等学校及び特別支援学校では、英語教育を推進するため外国語指導助手いわゆるALTを配置し、各学校の授業等において語学指導を行っております。このALTは、自治体国際化協会のJETプログラムを通じた直接雇用と民間企業による業務委託の2種類の雇用形態により行っているところでございます。今回の外国語指導助手配置委託料は、各学校で指導に当たるALTのうち5名の配置を民間専門業者に委託するものでございまして、指名競争入札により委託業者を選定するようにしております。ALTは4月10日ごろから各学校に配置する必要がありますが、4月に入ってから入札を行い業者を選定していたのでは、10日からの授業に間に合いませんので、債務負担行為について議決をいただくことにより3月中の入札及び契約が可能となり、委託先が余裕を持って県教育委員会と配置校委託業者間の調整を行い、学校にALTを配置できるようになるものでございます。

次に、給食業務委託料についてでございます。これは高知国際中学校におきまして給食を実施することで栄養バランスのとれた食事を提供し、生徒の健康の保持増進や望ましい食習慣を養うことを目的に実施するものでございます。高知国際中学校は高知市学校給食センターから給食を配送してもらうことになっており、調理配送業務につきまして業者への委託料を計上するものでございます。高等学校課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎土居委員 高知国際中学校の駐輪場と弓道場の施設整備の説明があったんですけど、それほど広くない学校敷地の中で新たに中学校ができて、将来的にはこれから子供がふえ

る中で学校の敷地の手狭感が出てくるんじゃないかという思いがしているんですけど。今回の駐輪場、弓道場ということで、これによってまた一層手狭感が強まってくるということはないですか。実際子供たちが入ってきて授業あるいは部活等を進める中で、そういったことについての課題の認識はいかがでしょうか。

◎竹崎高等学校課長 現在、グラウンドに臨時の駐輪場をつくりまして対応しているということもございますので、その分、グラウンドの手狭感がございますけれども、新駐輪場ができますとそのあたりも解消されまして、通常のグラウンドの広さで使用できるということもございます。部活動につきましては、一部共同グラウンドを活用しておりますので、その点では、今後解消されていくのかなと考えております。

◎土居委員 これから国際中学校、国際高等学校という併設の中で、共同グラウンド等も活用しながら、現状の学校の授業、部活等を回していけるというお考えでよろしいでしょうか。

◎竹崎高等学校課長 計画の段階では十分対応していけるものと思っております。

◎塚地委員 一つは外国語指導助手のことなんですけれども、今までもこの問題はいろいろ指摘もしてきているところなんですけど、結局、直雇いの人は何人になるんですか。

◎竹崎高等学校課長 現在26名でございます。

◎塚地委員 民間に委託しているのは5名ということで、これは、どういう理由でみんなを直雇いにせずに行っているのか。

◎竹崎高等学校課長 A L Tの配置は平成4年度から始まっておりまして、当初10名程度配置をしておったんですけども、J E Tプログラムで配置をしております。その後、A L Tを増加させていく中で、J E TプログラムのA L Tの場合はどうしても自家用車の使用に制限があるということで、本務地には自動車可能なんですけれども、その他の使用が非常に制限をされているところがございます。そのために委託の場合は自家用車の使用も可能であるということもございますので、特に広い県土でございますので、遠隔地の学校などになりますと、利便性を考えると自家用車の使用がどうしても必要になってくるというところがございますので、従来のJ E Tプログラムに加えて委託をすることで、より効果的にA L Tが活用できるのではないかとということで、併用している状況でございます。

◎塚地委員 自家用車は当然、それは会社持ちということで保険もかかってということですか。

◎竹崎高等学校課長 委託のほうはそういうことでございます。

◎塚地委員 何が心配かと言うと、あくまで委託ということになると、学校現場でチームで教育しないといけない。でも、委託の場合は直接雇用者の指揮のもとに動かないといけないということで、校長とか英語科の責任者の先生とかから直接その場で指導を受けるといことが、本来はやったらいけない業務になっているので、そこは偽装請負の可能性が

極めて高いのではないかということは全国でも問題になっていて、それをどう改善するかということ、ここにきたら考えないといけないのではないかなと思うんです。先ほどの理由で、車での移動が可能で利便性を優先してこの雇い方にしているということなんですけれど、それはもっとほかの方法、直雇いでカバーすることは検討されて、なおこれできないという結論になっているということですか。

◎竹崎高等学校課長 検討した結果でございますけれども、特に直接指導ができないという部分につきましては、当初はやはりいろいろ課題も多かったようには聞いておりますけれども、学校と県教育委員会、業者が、かなり徹底して打ち合わせ等も行いまして、そのあたりは問題なく現在いけているという状況でございます。それから具体的な内容は契約の段階の仕様書で決められるんですけれども、その中では、授業などに関しましては日本人の教員とALTが打ち合わせをして授業を実施できるようになっておりますので、現在では非常にスムーズに動いていると思っております。

◎塚地委員 ちょっとその部分はグレーな部分で気をつけないといけない部分だと思うので、配慮して進めていただきたいと思います。

それと、学力検査の試験のことで、教材とセットでという説明がされたと思うんですけれど、テストをする会社と教材を提供する会社は一緒なんですか。

◎竹崎高等学校課長 同じでございます。

◎塚地委員 これはずっと同じ業者ですか。

◎竹崎高等学校課長 同じ業者できておりまして、導入当初は複数の業者を調査したんですけれども、本県の求める業務を提供していただけるのはこの会社だということで契約をしております。その後この業者ですと学力に関するデータを集積をしておりますので、集積したものを生かしていくためには、同じ業者を使っていくという形で進めてきたところでございます。

◎塚地委員 話聞くと本末転倒な気がするんですよ。業者がつくった資料で業者のテストをやって、それで、学校評価が決まってくると、どっちかというそれは逆なんじゃないかと思って、本来は高校側がこういうふうな判断をしたいですというものがあってテストはされるべきもので、高校の評価と子供たちの成績の評価が業者にちょっと乗っ取られている感、何かちょっといびつな感じを持っているという感想なんですけれど、蓄積されたデータは、どこが最終的に情報を管理しているんですか。業者にそのデータが蓄積をされていって、業者がそのデータを持っているという状態ですか。

◎竹崎高等学校課長 データ自体は当然業者が持っております。それから業者からは各学校ですとか県教育委員会にもデータは送付されてきますので、管理は業者の責任において、しっかりやっていただいているものと思っております。

◎塚地委員 すぐれて個人情報な部分を特定の業者がずっと蓄積をしていくことになるん

で、その管理はすごくシビアにやっていただかないといけないと思うんです。ある意味受験産業も持たれているところでもございますので、そこは厳しく管理もやっていただくようお願いしておきます。

◎上田（周）委員 繰越明許で、先ほど国際中学校のところで理由が入札中止、入札不調云々とありました。入札不調はわかりますけれど、入札中止というのは、どういったことが原因なんですか。

◎竹崎高等学校課長 発注図面の訂正があったと聞いております。

◎上田（周）委員 実施設計は、教育委員会でやるんでしょう。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 建築課で設計書をつくっていただきましたけれども、その時に間違った別のところの数字が入ってしまっていて、入札する前にそのことがわかったので、急遽入札を中止したというところがございます。

◎上田（周）委員 お知らせする前にわかったということですか。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 入札の公告期間中だったんですけども、その間にわかったので、入札する前に中止をしたというところがございます。

◎大野委員 もう1回確認なんですけれど、さっきのALTの委託料は3名でしたか。

◎竹崎高等学校課長 5名でございます。

◎大野委員 5名分を業者に委託するということですか。自動車に自由に乗れるか乗れないかということが理由でそれが分かれるということでもいいですか。

◎竹崎高等学校課長 高知県の状況を考えたときに、移動というのはやはり大きな判断材料になっているということでございます。

◎大野委員 JETプログラムの分の方は全国的なそういう決まりの中でやっているけれども、特例として高知県で地域的な事情を加味して、5名には特別に委託という形をとって柔軟な運用をしているということによろしいでしょうか。

◎竹崎高等学校課長 JETプログラムは国のやっているプログラムでございまして、委託とは別のものでございます。委託のALTを入れることによって移動の部分も含めて、より効果的な活用ができると判断しているところがございます。

◎大野委員 それを聞くだけでは、後の人なんかは。

◎竹崎高等学校課長 JETプログラムで26名雇用しているわけでございますけれども、この方については移動手段という部分でも自由に動けない部分がございますので、別枠で委託をお願いしているということでございます。

◎大野委員 26人は制限があるので、私たちも委託でという形にはならないんですね。

◎竹崎高等学校課長 平成4年からJETプログラムをずっと活用してきておりまして、配置を増員していく部分について、移動の問題が出てきたと。そのために平成18年から委託を入れておりますので、そのように併用する形をとっているということでございます。

◎大野委員 平成18年まではどのような取り扱いだったのでしょうか。

◎竹崎高等学校課長 配置する人数がまだ少なかったため、市内校を中心に配置をしてきたという経緯がございます。

◎大野委員 平成18年までは自動車とかの移動は認められていなかったという考え方なんですか。

◎竹崎高等学校課長 これは今も、平成18年までも同じでございます、移動にはJ E TプログラムのA L Tは制限がかかっているということでございます。

◎浜田（豪）委員 26名は高知市内中心で働かれて、そのほかはどんな地区におられるのでしょうか。

◎竹崎高等学校課長 5名の委託の方につきましては、県東部、山間部、西部といったところ、2校ないし3校をかけ持ちするような形をお願いしているということでございます。

◎浜田（豪）委員 それはどっか高知市内にお住まいで通っておるといふ形なんでしょうか。学校の近くに住んでいる形でしょうか。

◎竹崎高等学校課長 学校の近隣に住んでいる方もおられると思いますけれども、学校間の移動は制約がかかってまいりますので、そういう際に委託の方であれば学校同士移動できますし、あるいは研修会などがございましたら、そういった研修会などにも自家用車の活用ができるということでございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

＜特別支援教育課＞

◎明神委員長 次に、特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 まず、特別支援教育課の補正予算について御説明をさせていただきます。資料②平成30年12月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の179ページをお開きください。今回の補正予算は、県立特別支援学校3校の調理業務の委託料につき、債務負担行為によりまして必要経費を計上させていただくものです。県立特別支援学校では13校中9校で学校給食及び寄宿舎食を提供しており、その調理業務を民間業者に委託しております。この調理業務につきましては、受託業者が安定して人材を確保し、また一定期間継続して調理業務に当たることで、安心安全な給食等の提供ができるよう、通常2年間の長期委託契約を行っております。また昨今の調理業務に携わる人材不足や人件費の高騰などを踏まえ、受託業者が契約期間が始まる4月までに人材確保や社員研修などについて十分な準備期間を確保できるようにするため、12月議会で債務負担によりまして委託に係る経費をお認めいただき、1月には入札を行い、その後できるだけ早い時期に契約ができるようにしています。これらのことによりまして、特別支援学校の子供たちに安心して安全な給食を提供するための調理業務の質を維持することができ、また新規業者の参入や既存の業者の応札もしやすくなるなど、より競争原理も働くと考えています。今回は調理業務

委託を行っている9校のうち3校が契約の更新となりますので、その経費として6,496万9,000円を債務負担でお願いするものです。なお、高知江の口養護学校、中村特別支援学校につきましては、平成31、32年度の2年間の委託契約を行う予定ですが、高知若草養護学校につきましては、平成32年度に厨房及び食堂の改修工事を予定しておりまして、その工事の内容やスケジュールが確定していないため、今回の更新では平成31年度のみ委託を行う予定としております。補正予算に関する説明は以上です。

続きまして、高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案について説明をさせていただきます。条例議案は資料③平成30年12月高知県議会定例会議案（条例その他）の50ページでございます。あわせて、資料④の3ページに議案説明、126ページに新旧対照表がございますが、参考資料を使って説明をさせていただきます。総務委員会資料の議案説明資料、赤いインデックスがつきました特別支援教育課のページをお開きください。

今回の設置条例の改正の内容は9月議会におきましても報告事項で一度説明をさせていただいておりますが、資料の上段の囲みにありますように、県立の特別支援学校のうち、養護学校を使用している学校につきまして、名称を特別支援学校に改めようとするものがございます。今回、これらの校名を変更することとした経緯などについて説明をいたします。資料の中ほどの囲みをごらんください。

まず、変更理由の（1）にありますように、障害のあるお子さんが就学する学校については、平成19年4月の学校教育法の一部改正によりまして、それまでの特定の障害種別に対応する盲学校、聾学校、養護学校の制度から、一つの学校で複数の障害種別に対応することも可能とする特別支援学校という制度に一本化され、あわせて、地域の特別支援教育のセンターとしての役割を担うことなども規定をされております。その時点で学校の名称につきましては、それ以前と同様に特定の障害種別の学校として設置されている場合は、盲学校、聾学校、養護学校を用いることは可能とされましたことから、本県においては、それまでの校名を継続して使用してきましたが、このたび本法律の改正から10年が経過をしまして、特別支援教育、特別支援学校の理念や言葉は広く県民に浸透定着していますとともに、地域の人々からは各校の教育や地域への支援機能などについても信頼を得て、地域の特別支援教育と拠点校としての役割を担うなど、特別支援教育制度の趣旨を十分に踏まえた学校となっているところでです。

また（2）にありますように、平成29年度に行いました保護者アンケートなどにおきましては80%以上が特別支援学校への変更に積極的な回答をされておりまして、一人一人の教育的ニーズに応じる特別支援教育を行う学校にふさわしい校名を早急にといった意見が多く、また養護という言葉は差別的なものを感じるなどの意見もありました。校名につきましては、児童生徒や保護者卒業生などに非常に関心の高いものではありませんが、変更

ついておおむね合意を得ていると考えております。また全国の状況につきましては、養護学校については35の都府県で全ての校名を変更、七つの道と県で養護学校と特別支援学校などが混在しているといった状況にありまして、学校数においても8割を超える学校が変更を終了しているといった状況です。

以上のことから養護学校を使用しています学校につきましては、制度に応じた特別支援学校に変更することが望ましいと判断をさせていただいたところです。そのことによりまして本県の特別支援教育の推進に中核的な役割を果たす学校であるという位置づけを一層明確にすることができると考えております。

最後に、県立の特別支援学校のうち、盲学校と高知ろう学校につきましては、保護者、関係者などからは両校とも現在の校名で対象となる障害種別がわかりやすい、長い伝統がある学校であり現在の校名を継承したいといった意見も多くあり、また全国的にも7割の学校が盲学校や聾学校といった名称を引き続き使用しているといった状況にありますことから、今回は本県におきましても変更しないこととしまして、現状のままでいきたいと考えています。以上、県立特別支援学校の校名の変更に关しまして、その考え方や経緯を説明させていただきました。変更の時期は来年の4月1日としておりますが、今議会で条例の改正をお認めいただきました後には直ちに関係規則等の改正を行いますとともに、県教育委員会とそれぞれの学校におきまして、広報紙やホームページなどにより広く県民に周知してまいります。また、校名変更に伴い必要となります各学校の校旗や公印、校門の校名のプレートですとか、進入路等にありますが案内表示等につきましても、今後順次整備更新をしていくこととしております。私からの説明は以上です。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

<新図書館整備課>

◎明神委員長 次に、新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 平成30年12月補正予算につきまして御説明をさせていただきます。お手元の資料②議案説明書(補正予算)の182ページをお願いいたします。右端の説明の欄をごらんください。2の図書館活動費に62万円の増額の補正予算を計上しております。これは香南市に工場を立地しておりますYAMAKIN株式会社の社員11名の方から、ふるさと納税制度に基づき62万円の寄附をいただき、その寄附を活用し、県立図書館の図書購入費を増額するものでございます。YAMAKIN株式会社からは平成20年度から毎年寄附をいただいております。県民の読書環境の向上や県内の人材育成に貢献したいとの同社の意向に沿って、多くの分野に応用が可能であるコンピュータープログラミングやウェブデザインなどIT関連の図書を県立図書館で選書し、これまでに約4,000冊を購入してござい

す。これまでに購入した図書につきましては、オーテピア高知図書館3階の専門書を多く取りそろえるビジネス科学産業農業の専用スペース内のヤマキンライブラリーのコーナーにまとめて並べ、県民の皆様にご利用をいただいております。私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 この4,000冊はどれぐらいの寄附の金額ですか。

◎国則新図書館整備課長 平成20年度から寄附をいただいております、平成30年度の62万円を合わせまして、合計1,092万円になっております。

◎塚地委員 ヤマキンライブラリーを設置してほしいんですという、向こう側からの御要望なんですか。こちらが配慮してそういうふうにしたのですか。

◎国則新図書館整備課長 本につきましてはIT関連の図書ということでお話がございましたので、同社と話をさせていただく中でコーナーを設けてということでございます。

◎塚地委員 例えば今後1,000万円ぐらいお渡ししますという企業なり個人が出てきた場合に、ヤマキンライブラリーがあるならば、私の名前に関したのもみたいな話になると何かちょっとややこしいことになって来るんじゃないかと思うんですけど、そこは検討されて、名前を冠したライブラリーになさったんですか。

◎国則新図書館整備課長 平成20年度のときには、同社と話し合いをしてコーナーを設置してということで、今後、多額の寄附をいただいた場合、オーテピア高知図書館は県と市の図書館でございますので、高知市とも協議をしながらコーナーづくりをするのか、御意向に沿った形で協議をしてみたいと考えております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

《 請 願 》

◎明神委員長 次に、請願についてであります。

最初に請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」。小中学校課、高等学校課、特別支援教育課。

高知県に育つ全ての子供たちが行き届いた教育を受けられるよう、県独自の措置による「小学校1・2年生と中学校1年生の30人以下学級、小学校3・4年生の35人以下学級」の継続や少人数学級のさらなる推進、複式学級の定数改善などを行うことは、多くの保護者・教職員・県民の願いである。

また、小学校から大学に至るまでの教育費の保護者負担をより一層軽減し、お金の心配

なく安心して教育を受ける権利を保障することは、貧困の世代間連鎖を断ち切るためにも重要である。

地域の文化や生活の中心である学校の統廃合が進めば、地域が衰退することから、学校が地域にあることは重要である。

高知県では1カ月以上もかわりの先生が来ない「先生のいない教室」が2014年度は51件、2015年度は82件、2016年度は39件、2017年度は50件あった。行き届いた教育実現のためにも、教員の確保は重要な課題である。

日本国憲法や子供の権利条約が活かされた教育を実現し、子供たち一人一人の教育を受ける権利が保障され、子供たちの豊かな人間性と可能性を育む教育が進められるよう、教育条件整備について、以下のことを請願する。

1、県独自で行っている小学校1・2年生と中学校1年生の30人、小学校3・4年生の35人以下学級を継続すること。少人数学級を小学校5・6年生と中学校2・3年生、高校についても拡大すること。また、少人数学級拡大と教職員定数改善を国の責任で行うよう、働きかけること。

2、授業や学校運営に影響が出ないように、休んだ先生のかわりの先生がすぐに配置できるようにすること。

3、図書購入費や教材費など、教育費の保護者負担をさらに軽減すること。

4、全ての子供が安心して教育を受けられるよう、次の支援制度を実現すること。

(1) は危機管理文化厚生委員会所管となります。

(2) 県内の一部地域や自治体で行われている通学費等の援助を全県に拡大するため県独自の対策をすること。

(3) 県内の一部自治体で行われている就学援助制度の入学準備金の前年度支給を全県に拡大するため、県独自の対策をすること。

5、危機管理文化厚生委員会所管となります。

6、複式学級基準の改善を国に働きかけること。また、それが実現するまでの間、県独自で全ての小学校1年生の単式化と、飛び複式学級の解消を行うこと。

7、特別支援学校の「設置基準」をつくるよう、国に引き続き働きかけること。また、特別支援学級の学級編制標準（現在は1クラス8人）を県独自で引き下げること。

8、特別支援学校の大規模化を解消すること。高知県中央部に特別支援学校を新設すること。

請願者、高知市丸ノ内二丁目1-10、子どもと教育を守る高知県連絡会、代表世話人、井上美穂ほか7,059人。

紹介議員、塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔。

受理年月日、平成30年12月11日。

◎明神委員長 それでは順次、関係課からの参考説明を求めます。

◎黒瀬小中学校課長 小中学校課でございます。提出されております請願のうち、項目の1、2、3、4の(3)、6が小中学校課の担当業務となりますので、この五つの項目を小中学校課より説明させていただきます。

まず、請願項目の1の小学校1、2年生、中学校1年生の30人学級などの少人数学級編制の維持や改善についての項目です。学力の問題や不登校暴力行為などの生徒指導上の課題の解決が求められる中で、本県では、平成16年度から全国に先駆けまして少人数学級編制の取り組みを始めてまいりました。そして、この請願にもありますように、小学校低学年と中学校1年生で30人学級を、小学校中学年で35人学級を実施しているところでございます。平成30年度におきまして、現在の少人数学級編制を行うために国からの加配や県単独の加配を合わせまして、111名の加配教員を配置してございます。これを、小学校高学年や中学校2、3年生に広めていくとなりますと、さらに60名以上の加配が必要となります。このように少人数学級編制を拡充するための数を県単独で用意することにつきましては、現在非常に厳しい状況にあると考えてございます。また、教育課題の解決に向けては、少人数学級編制の定数だけではなく、少人数指導や複数の教員によりますチームティーチングを行うための指導方法工夫改善、あるいは、生徒指導上の課題や特別支援を要します児童生徒に対する児童生徒支援加配なども有効な加配でございます。県といたしましては、国の動向も注視しながら、全国都道府県教育長協議会等と一緒になりまして、少人数学級編制の推進や加配定数の維持充実を国に対しても要望しているところでございます。

次に、請願項目の2教員の代替者の配置についての項目でございます。教員が病気等によりまして休業した場合には県に臨時教員志願書を提出し、名簿登録をしていただいている方を代替教員として配置をしてございます。ただ、現在臨時的任用を可能とする臨時教員の現状につきましては、少子化が進む中で教員を志す方がそもそも減少していることや、また、退職者が増加して教員の採用数を伸ばしていること等から、臨時教員の絶対数が減少しまして、代替教員が少なくなっている現状がございまして、このようなことから、病気休暇等をとった教員の後補充が十分にできない状況が出てきておりまして、児童生徒の皆さんや保護者の皆様方、また学校には大変申しわけなく思っているところでございます。教員の代替者の確実な配置を行うためには、まず、教員を目指す、あるいは本県で働く希望者をふやしていくこと。また、県内在住で教員免許を持っている方を掘り起こしていくこと、さらには、再任用によります教員をふやすことや計画的な配置を行うことといったことが重要だと考えてございます。そのために、現在県外での採用審査の実施や県外の教員を対象とした教員採用審査、また、再任用の呼びかけや再任用教員の勤務体制の柔軟化にも取り組んでございます。そして、県内外の大学で説明会を実施し、本県の教員採用審査について大学生への呼びかけ等も行っているところでございます。さらに今後

につきましては、臨時教員の志願者を受け付けをいたしましたら順次採用の内示を行うことで、他県からできるだけ多く雇用するなど、さまざまな手だてを講じまして、必要な教員数の確保に努めていきたいと考えております。

次に、請願項目の3の学校予算の増額、特に図書購入費と教材費の予算増額についての項目でございます。市町村立の小中学校の図書や教材を整備する費用につきましては、設置者であり実施主体者でございます市町村が負担することとなっております。そして、これらのいずれの経費につきましても、国の地方交付税措置がなされておりました、一般財源として市町村に交付されております。市町村教育委員会に対しましては、この財源措置を活用しながら、各学校での整備をお願いしているところでございます。この財源措置は、それぞれの市町村が計画的に整備を進めていく上では極めて重要な制度ですので、県といたしましても、国からどのような財源措置がなされているのか、その情報をできるだけ早く提供するとともに、この制度の見直し等の動向につきましても注視していきたいと考えてございます。

次に、請願項目4の(3)就学援助制度の入学準備金の前年度支給の拡大についての項目でございます。就学援助制度は、学校教育法の規定に基づいた国の制度でありまして、市町村が実施主体となって、この制度の運用を行ってございます。新入生を対象とした学用品費等の入学前出費につきましては、国の要保護児童生徒援助費補助金の交付要綱が平成29年3月31日に改正されまして、従前から補助対象であった中学校の入学前だけではなく、小学校に入学する前の支給についても補助対象となりました。平成29年度に国が実施しました、平成28年度就学援助実施状況等調査の結果から見ますと、本県では、平成28年度以前から入学前支給を行っている市町村はなかったのですが、先ほどの交付要綱の改正に伴いまして、平成29年度より入学前支給を予定している市町村は16市町村となっております。県としましても現時点では、この制度に対する新たな支援を行うことの予定はございませんが、新入学児童生徒学用品費等の入学前支給を含めまして、就学援助制度がその趣旨に沿って有効に活用されますよう、市町村に対しましてさまざまな機会を通じて要請してまいりたいと考えてございます。

最後に、請願項目6複式学級編制基準の改善についての項目でございます。現在本県では、複式学級の編制基準は国の基準に沿ったものでありまして、その上に小学校1年生を含む複式学級の児童が8人の場合に、その学校の教員の配置数や学校の状況も考慮いたしまして加配措置を行い、いわゆる単式化を図ってございます。こうしたことにつきましては、今後も継続していきたいと考えてございます。ただ、複式学級の解消を図ったり複式学級の編制基準を引き下げるなどを行うためには、県単独で財源を確保しまして教員を配置しなくてはならないものでありまして、現状においては、県単独で複式学級の編制基準を引き下げ、複式学級の解消を拡大していくことは困難であろうと考えております。今後

とも国の定数改善等の動向も注視をしながら、国に対しまして、全国教育長協議会等と一緒に改善に向けた要望を行っていきたいと考えてございます。以上でございます。

◎竹崎高等学校課長 高等学校が関係いたします請願項目1及び項目4の(2)について説明をさせていただきます。

まず、1の学級編制に関してでございます。教職員の配置は高校標準法の定めによることが原則であり、生徒数が減少している現状において、教職員数の大幅な増加は厳しい状況です。しかしながら、これまでも、本県の教育課題の解決のため県独自の加配定数を積み上げ、習熟度別学習や指導方法の工夫改善など、学力向上支援対策を行ってきました。また、高等学校では選択科目別の授業に分かれた少人数指導を行っており、平成26年度から教員とともに学習指導を行う学習支援員を授業や補習で活用するなど、個々に応じた指導にも努めております。今後も子供たちへのきめ細かな指導支援を行うことができるよう、学校支援チームによる授業改善に取り組むとともに、教育環境のさらなる充実を図るため、教職員の定数改善を国にも要望していきたいと考えております。

続きまして、4の(2)通学費等の援助についてでございます。現在市町村が行っております高等学校への就学を保障する支援には、通学に関する保護者の負担軽減や地元の高等学校への進学促進、統廃合により遠距離の高等学校に通学することとなる生徒に対する通学支援など、市町村がそれぞれの目的に応じて就学支援を行っております。県として新たに通学費の支援を行うことは現在は考えておりません。県教育委員会としての通学費の支援といたしましては、高等学校の統廃合を行った場合、通学距離が伸び就学が困難な状況となる生徒に対して、通学費の負担を軽減するために高知県県立高等高校通学支援奨学金制度を既に設けております。今後もこうした奨学金制度を継続することで対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援教育課です。7の項目8の項目が特別支援教育課の担当でございますので、続けて御説明をさせていただきます。

まず、7特別支援学校の設置基準と特別支援学級の学級編制基準に関する項目でございます。現在、特別支援学校の設置基準は策定されていませんが、特別支援学校の整備に当たりましては、国の特別支援学校の在籍児童生徒の増加に伴う大規模化、狭隘化への対応についての通知や特別支援学校施設整備指針の内容を十分に踏まえながら、障害の特性や児童生徒数、地域の実情などに応じて教育環境の充実を図っていくこととしています。そのため、県としましては、特別支援学校の設置基準をつくるよう国に求めることは考えておりません。また小・中学校に設置する特別支援学級の編制は、本県においては、国の編制基準に基づき児童生徒8名を上限として1学級を編成し、児童生徒の個々の障害への対応をきめ細やかに行えるよう取り組んでいるところです。一方、近年、児童生徒の障害の状況も多様化傾向にあり、加えて特別な支援を必要とする子供が増加傾向にあります。そ

ういったことから、県教育委員会では、国の加配定数を活用して支援が必要な学校に定数措置を行い、市町村教育委員会においても、独自で支援員の配置数をふやすなど、支援体制の充実に努めていますが、学校現場からは個別の対応が必要な児童生徒数の増加及び多様化に伴い、特に複数学年にまたがる学級における児童生徒への対応の困難性について声が寄せられております。国の定める特別支援学級編製の標準である1学級の上限児童生徒8名を引き下げ、少人数化して対応することは一つの有効な手だてであると考えますが、県独自で定数措置を行うことは財政的にも厳しい状況にありますので、他県の取り組み状況についても情報収集を行いますとともに、県独自の加配教員の配置や活用、通級指導教室の増設、県による支援員の配置など現状の改善に向けた取り組み可能な方法を検討してまいりたいと考えています。今後は、特別支援教育の一層の充実に向けまして、国の加配定数の確保に努めますとともに、引き続き全都道府県教育長協議会や教育委員協議会などと連携しまして、国に対して、特別支援学級の編制基準の見直しを要望してまいります。

続きまして、8の特別支援学校の大規模化の解消、学校の新設といったことに関する項目でございます。県立の知的障害特別支援学校では、平成15年ごろからの県中央部を中心としました児童生徒数の増加に対応しまして、平成23年度には山田養護学校田野分校、日高養護学校高知みかづき分校を開校したことによりまして、山田養護学校では、平成22、23年度のピーク時の171名から平成27年度には22名減少し149名に、日高養護学校では、平成21年度のピーク時の146名から平成29、30年度には100名程度まで減少してきたことから、両校の大規模化、過密化の解消には一定の効果がありました。しかしながら、全国的に少子化の傾向が顕著であることや、共生社会の実現に向けたインクルーシブ教育の推進によりまして、地元小中学校への就学が増加傾向にあるといった、県立特別支援学校にとっては児童生徒数に対する減少要因がある中で、山田養護学校においては、平成28年度から再び増加に転じております。この児童生徒数の増加の要因としましては、保護者、関係者等に知的障害や特別支援教育に関する理解や専門的な教育へのニーズが高まり、県立学校では小学部段階など、早期からの入学者が増加していること、また、小中学校の知的障害特別支援学級の児童生徒数が増加傾向にあることなど、複数の要因があると考えています。県教育委員会としましては、今後の知的障害特別支援学校への入学希望者の動向などを見きわめながら、将来を見据えた抜本的な改善、解消の方策について、入学者数が増加をしている高知市などの関係市町村にも御意見をいただきながら、具体的な対応策を検討してまいりたいと考えています。説明につきましては、以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(な し)

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、請第3-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教

育を求める私学助成の請願について」でございます。

執行部の参考説明を求めたいと思いますが、その前に内容を書記に朗読させます。

◎書記 請第3-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」。幼保支援課。

私立幼稚園、私立小・中・高等学校は公教育の一翼を担い、県民の教育に大きな役割を果たしている。しかし、学費の公私間格差は大きく、無償化された公立高校に比べて高知県内の私立高校では、支援金を引いても平均で年間約33万円の学費負担（授業料・施設費等）が残っており、私学の父母負担は限界に近づいている。授業料軽減補助の拡大は、保護者の切実な要求となっている。

ついては、次の事項が実現されるよう請願する。

- 1、保護者の教育費負担の公私間格差を是正すること。
- 2、経常費助成補助の県加算を高校だけでなく、幼稚園・小学校・中学校にも拡充すること。
- 3、教育予算を増額すること。

請願者。高知市丸ノ内二丁目1-10、高知私学助成をすすめる会、会長、岡村佐由紀ほか3万1,234人。

紹介議員、塚地佐智、中根佐知、吉良富彦、米田稔。

受理年月日、平成30年12月11日。

◎明神委員長 それでは、関係課からの参考説明を求めます。

◎山岡幼保支援課長 請第3-1号について御説明をさせていただきます。まず1番の保護者の教育費負担の公私間格差の是正に関することについてでございます。平成27年度から施行となりました子ども子育て支援新制度によりまして、公立幼稚園は全園、私立幼稚園は県内24園中20園が既に移行をしております。新制度に移行しました幼稚園等の保護者負担額は、国が定めた利用者負担額の上限額内で市町村の住民税によって各市町村が決定することとなっており、公立私立とも同じ保護者負担となっております。子ども子育て支援新制度に移行していない幼稚園4園の保護者負担額につきましては、個々の幼稚園が利用者負担額を決定しておりますので、利用している私立幼稚園によって金額は違ってきます。しかし、所得の状況に応じて、保護者の負担軽減と公立と私立の幼稚園間の格差を是正するための幼稚園就園奨励費補助制度がございます。その内容は、補助の上限はあるものの、新制度の利用者、市町村民税の階層と同じ利用者負担額となるように設定をされております。なお、本年度は県内で320人中256人が対象となる見込みとなっております。

続きまして、2番の経常費助成補助の県加算額を幼稚園にも拡充することと3番の教育予算を増額することにつきまして、関係しますので、あわせて御説明をさせていただきます。

まず、子ども子育て支援新制度での私立幼稚園の運営費は、保護者へ支給される教育給付費を施設が法定代理となって、保護者にかわって市町村から受領します施設型給付制度となっております。これは、幼稚園、認定こども園、保育所等新制度の全ての施設に共通の制度となっており、給付額の基準は、国が施設の教育保育に通常要する費用の額、例えば人件費であるとか、教育材料費等の額を勘案して、地域や施設の利用定員、児童の年齢に応じて定めておりました、地域等で同じ条件であれば全国同じ基準となっております。子ども子育て支援新制度に移行していない私立幼稚園の運営費である私学助成費につきましては今までと同じで、国から示されておる国庫補助単価と地方交付税単価を合算した金額を県が補助金として交付しており、その金額は年々微増となっております。私学助成費においても、一種免許状保有加算等の加算はございますが、新制度の施設型給付のほうが加算の種類も多く、移行した私立幼稚園からは、運営が以前と比べて楽になったというお声もお聞きしておりますことから、まだ移行していない4園につきましても、新制度への移行を促しているところでございます。なお、来年10月からは幼児教育の無償化がスタートとなります。これによりまして、幼稚園、保育所、認定こども園等が利用する3歳から5歳の全ての子供たちの利用料を無償化することが決定されております。子ども子育て新制度の対象とならない幼稚園の利用料については、同制度における利用者負担額2万5,700円を上限として無償化される予定とお聞きしております。事務手続等の詳細の部分についてはまだ示されておりませんが、引き続き国の動きも注視しながら、取り組んでまいりたいと考えております。以上で御説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

これで、教育委員会に係る請願を終わります。

続いて、教育委員会から5件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることとします。

まず、教職員の不祥事について、小中学校課の説明を求めます。

◎黒瀬小中学校課長 それでは、総務委員会資料の報告事項と書かれました資料、赤色のインデックス小中学校課のところをお開きください。

中学校及び特別支援学校教員によります不祥事の事案が2件ございました。たび重なる教員の不祥事があり、まことに申しわけございません。それぞれの事案につきまして御説明をさせていただきます。

まず、1件目の事案は公立中学校教諭、30歳代が自校の複数の女子生徒に対してわいせつな行為を行ったものです。この教員に対しましては、免職の懲戒処分を行いました。また、同校長に対しましても、戒告の懲戒処分を行いました。本事案は免職という非常に重

い処分ですので、本来でありましたら、懲戒処分の公表基準に従いまして、所属名、氏名及び年齢についても公表すべきではありません。しかし、同基準においては公表の例外とし、被害者及び関係者のプライバシーその他の権利利益を保護するため、やむを得ないと判断するときは、内容の一部または全部を公表しない場合があると規定されてございます。また、公表内容につきましては、原則として事前に被害者及び関係者に十分説明を行い同意を得るものとするのが定められております。このようなことから、当課の職員が被害生徒の保護者の皆様方と事前に面談を行いまして、公表についての意思確認をさせていただきました。その際、保護者の皆様方からは、子供たちはやっと落ちついてきたところである。公表することで被害に遭った子供たちがいじめられたり、そのことが原因で不登校になったりという二次被害を受けたとき、学校や教育委員会は責任がとれるのか。保護者として公表には同意できない。仮に公表がやむを得ない場合には、生徒が特定されることのないよう、また具体的な表現を避けるなどして、プライバシーの保護については最善を尽くしてほしいなどの御意見を頂戴いたしました。このことから教育委員会とし、公表につきましては最大限の配慮することとし、被害生徒の特定につながることはないよう教諭の名前や所属学校を非公表とし、また、被害生徒の学年や所属する部活動名当該教諭が被害生徒に行った具体的な行為の内容につきましても公表してございません。以上のようなことから、本日の事案説明につきまして、委員の皆様方には十分な内容をお伝えすることができない状況ですが、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

では、事案の概要につきまして、御説明させていただきます。公立中学校教諭は平成27年10月から平成30年9月までの約3年間、顧問を務めます部活動の指導中に疲労の軽減やコンディションの向上を図るため、体をほぐす行為を行っておりました。そして、その際には、学校内や遠征先での宿舍の部屋に女子生徒を呼び出し、一对一の状況の中で複数の自校の女子生徒に対して必要以上に体にさわるといふわいせつな行為を長期間にわたり行っていたものです。同教諭の行為は違法行為となる可能性があるのみならず、子供の心身を傷つけ人権を侵害する極めて悪質なものであり、子供たちに規範意識や社会性を育み、心身の健やかな成長に寄与すべき教員がこのような行為に及んだことについての社会的影響ははかり知れないものです。また、同校校長は所属職員による自校の女子生徒へのわいせつ行為を把握することができず、長期間にわたりこの行為を継続させることとなりました。このことから、同校長は管理監督責任を十分果たせていたとは言えず、その責任が大きく問われるものです。これらの行為は、全体の奉仕者としての教育公務員に対する社会的信用を著しく失墜させるものであり、到底許されるものではありません。このため、平成30年11月5日付で同教諭には免職、同校長には戒告の懲戒処分を行いました。

続きまして、2ページをお開きください。2件目の事案は特別な支援を必要とする児童

に対して不適切な行為を行った特別支援学校教諭、40歳代に対して減給の懲戒処分を行ったものです。事案の概要につきまして、御説明させていただきます。特別支援学校教諭は平成30年10月25日と10月26日の1泊2日で行われた修学旅行に引率として参加しておりました。10月25日の午後9時30分ごろから午後10時ごろまでの間、同教諭は担任をしている小学6年生の男子児童が宿泊施設の自分の部屋から出ていこうとするため、それを引きとめておりました。3回目に同児童が部屋から出ていったとき、部屋の出口から1から2メートルのところまで同児童があおむけに寝転がって動こうとしませんでした。そのとき、後方に人の気配を感じた同教諭が振り向くと一人の男性客が同教諭をにらんでいたそうです。同教諭は何かされるのではないかと恐怖を感じたため、早く同児童と部屋に戻らなければならないと考えまして、同教諭は同児童の両足を持ち上げ、3メートルほど体を引きずりながら同児童を部屋に入れました。そのとき同児童は既にパジャマに着がえていたため、下着のシャツをつけておらず、引きずられた際にパジャマがめくり上がり、背中が廊下のカーペットにこすれ、同教諭は児童に全治1週間の擦過傷を負わせました。同教諭は、より配慮が必要な特別支援学校の児童に対して、安全への配慮を怠った不適切な対応をとったことにより児童の体に傷を負わせました。同教諭の行為は、児童生徒の人権を保障し、健康安全を守るべき教育公務員としてあってはならない行為であり、全体の奉仕者として勤務すべき教育公務員の社会的信用を失墜させるものであり、到底許されるべきものではございません。このため、平成30年11月22日付で同教諭に減給10分の1、1カ月の懲戒処分を行いました。以上が事案の概要となります。

県教育委員会としましては、現在部活動の場も含めてハラスメントや体罰等の実態把握調査を全ての公立学校で実施しております。今後、体罰や不適切な行為の実態を明らかにするとともに、一つ一つの事案に対しまして厳正に対応してまいります。また、総合教育会議においても御意見をいただいておりますように、人材育成のためのチーム学校の構築をさらに推し進めることで、組織力を高め、あわせて不祥事防止策を講じ、教職員一人一人に高い倫理感の確立を図ることで、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。以上で、説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、教職員の不祥事について、高等学校課から説明を求めます。

◎竹崎高等学校課長 県立学校教員の不祥事事案につきまして説明をさせていただきます。総務委員会資料報告事項の赤ラベル、高等学校課の1ページをお開きください。

県立学校教職員による体罰に係る懲戒処分事案でございます。懲戒処分を受けた職員は県立岡豊高等学校に勤務する元野球部監督の男性教諭でございます。平成30年9月11日ま

で野球部監督であった男性教諭は、平成29年8月ごろ他校で行われた練習試合中にミスをした生徒のほおを平手でパチッと音がするぐらいの強さでたたきました。平成30年7月ごろ生徒が最後のノックを捕球し、ホームまでの送球を正確に決めれば練習を終える守備練習中に、教諭は別の生徒の後ろに立ち、守備練習をしている生徒のプレーが何回か決まらなかった際に、前に立っている生徒の頭を手を持っていた散水ノズルでこづいております。また、平成30年8月ごろの県外遠征時、教諭は練習試合前のノック終了後、指示どおりできなかった生徒のほおを平手で音がするぐらいの強さでたたいております。このほか、教諭は主に平成30年5月ごろから9月ごろにかけて、岡豊高等学校や校外のグラウンド等で複数の生徒に対してメガホンや平手でほおをたたき、バットで頭をこづく、臀部をたたき、腹を押すなどの行為を複数回行っていったということでございます。いずれも生徒がミスをした際に、こういった体罰を少なくとも11名の生徒に対して行っておりました。いずれの生徒にもけがなどはございません。

発覚の経緯は、本年9月6日に同教諭による行き過ぎた指導、メガホンや平手でほおをたたき等についての情報提供が同校職員に入り、それを受けて、校長が同教諭、野球部長である教諭、コーチである時間講師に確認するとともに、野球部員全員に体罰調査アンケートを実施し、調査した結果判明したものでございます。校長は県高等学校野球連盟に対して教諭の不祥事報告書を提出し、教諭は日本学生野球協会より監督として9月7日から6カ月間の謹慎処分となっており、学校名も公表されたところでございます。

教諭は体罰に至った原因について、野球を通して強い人間に成長させたいという自分の野球観と生徒たちの野球観とのギャップを埋めるために、精神的にも技術的にも高度なものを求めた結果、このような誤った行為をしてしまったと述べています。学校教育の現場におけるこのような行為は、生徒の人権を尊重し、安全で健やかな成長を手助けすることが求められる教員としての責務に反し、一般県民の教育公務員に対する社会的信用を失墜させるものであることから、平成30年10月23日付で戒告の懲戒処分としたものです。

たび重なる不祥事により県民の皆様の信頼を大きく損なう事態となり、まことに申しわけございません。平成25年度から学校における体罰の根絶を目指し、体罰は法律で禁止されているからしないのではなく、みずから体罰を放棄するという主体的な考え方のもとに体罰根絶に向けた取り組みを進めてきました。しかし、その後も体罰を初めとする教職員の不祥事は後を絶たない状況です。このことから、先ほど小中学校課の説明にもありましたように、県教育委員会といたしまして、11月にハラスメントを含めた体罰等調査を所管の小中高等学校及び特別支援学校の全ての学校で実施し、現在、結果の精査を行っているところでございます。また、学校は組織的にOJTを通じた人材を育成する仕組みに弱さがありますので、OJTシステムなどの構築に向けた取り組みを強化していくことで不祥事の防止に努め、県民の皆様の信頼回復に努めてまいります。このたびはまことに申しわけ

けございませんでした。高等学校課からは以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 たびたびこのようなことになって大変残念な思いですけど、やはり文書で書かれてある生徒の人権を尊重するという考え方ですよね、児童生徒を同じ大人として見ていたらやらないことを子供だからやっているというのが本質的にあるんだと思うんです。児童生徒の人間としての尊厳とか、まさに子どもの権利条約の精神というか、そういうふうに子供をみるという教育現場に変えていくことが基本的に大事なことはないかと。本当に一人一人の人格を尊重するところを、どう学校現場に根づかしていくかという努力を、ぜひ積み重ねていただきたいと思うので、よろしくをお願いします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、県立中学校への給食実施について、高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 県立中学校給食実施事業について御説明いたします。報告事項の赤の高等学校課のインデックスの2ページをお開きください。

平成31年4月から県立高知国際中学校で学校給食を開始いたします。これにあわせまして県立高知南中学校における学校給食にかわる対応措置や県立安芸中学校、県立中村中学校における学校給食の実施の可能性などについて御説明します。ポンチ絵の左上にありますように、平成30年度末時点における公立中学校の学校給食の実施率は91.4%になりますが、一方、県立中学校の4校は、いずれも学校給食を実施していません。右横に記載しておりますが、課題としては、学校給食のように栄養バランスのとれた食事を提供することにより、生徒の健康の保持増進を図ることが必要となっております。また、学校給食を通じて生徒に食事についての理解を深めさせ、望ましい食習慣を養うことが必要となっております。

県立中学校給食実施事業の概要としては、まず高知国際中学校については、ことし9月から高知市立中学校13校に給食を調理配送しております高知市学校給食センターから提供を受けまして、学校給食を実施したいと考えております。高知市が学校給食センターにおける給食の調理配送業務を委託している株式会社東洋食品に県も同様に委託しようとするものでございます。次に、高知南中学校については、高知市学校給食センターからの調理配送が困難でありますことから、学校給食のかわりとなる対応をいたしますとともに、就学援助制度に準じた負担軽減措置を実施していきたいと考えております。

事業の実施内容につきましては、左側の高知国際中学校から御説明いたします。高知国際中学校につきましては、平成31年4月から学校給食を実施するため、高知市と同じく株式会社東洋食品に学校給食の調理配送を委託するとともに、その委託は高知市と同じく平成34年度までの複数年契約でありますことから、この12月議会に債務負担行為をお願いし

ております。この点は先ほど高等学校課長から御説明させていただきました。次に、高知市学校給食センターから給食を配送していただくため、その建設費や毎月の光熱水費などの運営費については応分の負担をすることとしておりまして、こうした経費負担につきましては、平成31年度当初予算に計上する予定にしております。学校給食の保護者負担額は、高知市立中学校と同じく1食280円を予定しております。就学援助制度とは小中学生がおりまして収入が一定額以下となるような世帯を対象に給食費などを助成する制度ですけれども、高知国際中学校におきましても就学援助制度により保護者の負担軽減措置を実施することとしております。こうした経費負担につきましても、平成31年度当初予算に計上する予定でございます。

次に、右側の高知南中学校につきましては、平成31年4月から学校給食にかわる措置を実施することにしていきます。具体的には併設する高知南高等学校の食堂を活用して栄養面にも配慮したお弁当を提供することにしていきます。またこの点について、保護者の代表の方とも協議する機会を設けてお話をしたところ、自宅からお弁当を持参するという選択肢も認めて欲しいということでしたので、食堂の弁当、自宅からの弁当という形で選択制にしたいと考えております。次に、経費負担のところと弁当代のところをあわせて御説明いたします。現在併設する高知南高等学校の食堂の弁当代は中学生が利用する場合1食390円となっておりますが、このお弁当代に係る保護者負担額を高知市立中学校の学校給食費と同額の1食280円で提供するように予定しております。お弁当代との差額を県が負担することで、経済的負担の格差が生じないようにしたいと考えております。この、差額補填に係る予算につきましても、平成31年度当初予算に計上する予定分でございます。次に、就学援助を御説明いたします。食堂の弁当は学校給食ではありませんので、学校教育法や学校給食法に定める就学援助の対象にはなりません。しかしながら、学校給食に準じたものとして捉え、就学援助と同様に県独自の負担軽減措置を実施していきたいと考えております。当該予算につきましても、平成31年度当初予算に計上する予定でございます。

最後に、県立安芸中学校と県立中村中学校につきましては、それぞれ安芸市や四万十市に市立の学校給食センターがございますので、高知市と同様に学校給食センターから配送を受ける方法あるいは自校方式により学校給食を実施する方法が考えられます。現在はそういった方法をとることができるか、その実現可能性について検討を行っているところでございます。そして学校給食を実施するまでの間、併設の安芸高等学校、中村高等学校の食堂等を活用した代替措置の実施ができるかどうかについても検討しているところでございます。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 須崎市で二つ給食をやられていないところが検討中と、それで、市町村立は100%になるわけですか。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 現在、学校給食を実施していない県内の中学校は3市1村の5校と県立の4校です。そのうち、南国市の1校と大川村の1校につきましては統計上学校給食の実施校とはされていないものの、集落活動センターなど、他の施設から給食を予定されているとお聞きしております。今後の予定としましては、室戸市の1校が平成31年9月から実施予定でございます。残るのは須崎市の2校ですけれども、実施に向けた検討がされているとお聞きしております。

◎塚地委員 中澤教育長のときから、学校給食の100%実施をやろうということで、随分と県教育委員会も市町村に足を運んでいただいて実施に向けて御努力いただいて、最後の山が県立中学校ということになって、いよいよその山も越えようとしておりますので、本当に100%という状況ができますようお願いしておきたいと思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」の策定について、高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 県立高等学校再編振興計画後期実施計画の策定について御説明させていただきます。報告事項の赤の高等学校課のインデックスの4ページをお開きください。

まず、4ページの県立高等学校再編振興計画の後期実施計画最終取りまとめ（パブリックコメント案）のポンチ絵から御説明いたします。後期実施計画につきましては、9月議会の総務委員会で御報告させていただいたとおりの最終案となっております。こういった内容の意見公募をしたのか改めて簡単に御説明します。なお、後期実施計画の案の冊子は別冊としてお配りしております。

基本的な考え方は4ページの上にありますように、全ての学校が振興策に取り組み、市町村のまちづくり、人づくりの考え方も踏まえる。みずからの人生を切り開く力を育む教育を展開するということをございます。一つ目の柱が左にありますようにICTの活用による中山間地域の高等学校の教育の充実であり、特に遠隔教育では県教育センターを拠点とした遠隔授業などを全ての中山間地域の高等学校に展開できるよう体制整備を進めていきます。二つ目の柱が右にありますように、南海トラフ地震への対応でございます。まず、安芸中学校高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校は、両校を統合し適正規模を維持した東部地域の活力ある拠点校を設ける、そして、安芸桜ヶ丘高等学校の敷地に統合後の学校を設置することにしております。次に、清水高等学校は高台へ移転することとし、新たな校舎を設置することにしてあります。高知海洋高等学校と宿毛高等学校の現在の校地は津波による被害が想定される位置にあることから、地域と連携した避難訓練等の実施などのソフト面の対策や、避難場所の確実な確保などハード面の整備を実施することにしてあります。なお、両校とも南海トラフ地震による津波への対応のため、一部の学校施設等の適地への移

転の可能性も含め将来の学校のあり方を検討していくことにしています。

続きまして、5ページをごらんください。ポンチ絵の左半分には本校全日制の統合等を掲載しています。先ほども申しあげましたけれども、安芸中学校高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合は、部活動活性化や進路保障、震災に強い施設設備への改築改修を行いたいと考えております。次に、窪川高等学校と四万十高等学校につきましては、条件つきで継続することとしています。次にポンチ絵の右半分をごらんください。分校は本校との連携、分校としての活性化策、地域からの支援などを含め、その取り組みの成果を検証することとして、基本的に継続することとしています。定時制は学びのセーフティーネットであり、地域にとって必要な定時制は維持すべきであることから、基本的に継続することとしています。学科改編は山田高等学校につきまして、探求的な学習を発展させるため、探求科(案)を新設することを考えております。続きまして、中山間地域の高等学校に共通する取り組みとしましては、ポンチ絵の右下にありますようにICTの活用による学習環境の整備、地元中学校からの進学率のさらなる向上、特色ある学校づくりを行い、地元中学校や地域外の中学生が入学するような振興策の展開、そして国の指定事業の積極的な活用といったところでございます。中山間地域の学校の振興策の主なものは表にあるとおりでございます。

続きまして、3ページにお戻りください。最終取りまとめ案に対しまして平成30年10月24日から11月22日まで意見公募を行い、6名1団体の方から36件の御意見をいただきました。そのうち、質問は9件でありました。御意見御質問につきましては、ホームページで回答させていただきます。本日は主な御意見につきまして、その概要を御紹介させていただきます。

全体的なことにつきましては計画に賛成であり期待するという御意見がありました。全体の施策や各学校の振興策の取り組みを着実に実行していきたいと考えております。それから、働き方改革に配慮ということを明記してほしいという御意見がございました。働き方改革は県教育委員会として取り組むべき課題でありまして、この計画は県立高等学校の再編振興に向けた具体策を記載する計画でありますので、働き方改革の部分については明記はしないということにしたいと思っております。遠隔教育の実施の部分につきましては、同じく働き方改革に配慮または人員増の配置を明記してほしいという御意見がありました。先ほどと同じ理由により、明記はしないということにしたいと考えております。南海トラフ地震への対応の部分につきましては、高知海洋高等学校と宿毛高等学校の方向性の早急な明示をしてほしいという御意見がございました。この点は、計画にもお示ししておりますように、平成31年度から学校関係者や自治体、地域の方々と協議する会を開催して移転する場合の範囲などについて協議していくことにしています。続きまして、安芸中学校高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校の統合については、移転先の校地での南海トラフ地震や土砂

崩れの対応が必要ではないかという御意見がございました。ハード面の整備は、移転先となる安芸桜ヶ丘高等学校の普通教室となる校舎と体育館を津波対策を踏まえたものに改築することにしています。また土砂崩れの対応につきましては、現在安芸桜ヶ丘高等学校において土砂災害に関する避難確保計画を策定しており、策定後はそれに基づいた対応を実施していくこととなります。そのほかには農業科の設置かそれに関する取り組みが必要ではないかという意見がございました。農業科を新たに統合校に設ける予定はしておりませんが、多様な進路選択への対応として、中学校段階からのキャリア教育をさらに充実することを後期実施計画に盛り込んでおります。校歌、校章は安芸高等学校のものを、制服は子供の希望をお願いしたいという御意見がございました。校章、校歌、制服、スクールカラーにつきましては、両校の学校関係者等の意見をお聞きしながら、県教育委員会で検討して決定することにしています。統合校の将来ビジョンを明示して欲しいといったものもございました。後期実施計画案の5ページ、49ページ、あるいは先ほどお配りしたポンチ絵の5ページの左にありますように、魅力ある教育活動そして安心安全に学ぶことができる教育環境、そして文武両道、進路保障、地域を支える人材の育成などについてお示ししております。(5)から(7)までにつきましては、統合や学科改編をという御意見でありまして、今回の後期実施計画とはややかけ離れたものとなっておりますので説明は省略させていただきます。次に、(8)山田高等学校の学科改編につきましては、探求科(案)の新設に賛成です、普通科の活性化にも期待しているといった御意見がございました。産学官で多様な学びができるよう学科改編をするとともに、普通科、商業科もこれまでの取り組みを発展充実していきたいと考えております。(9)から(11)までにつきましても、小中学校の移転のことや学科改編を統合という内容であり、今回の後期実施計画とややかけ離れたものとされておりまして説明は省略させていただきます。

後期実施計画の策定に当たりましては、平成29年度から教育委員会協議会を地域会も含め18回にわたって全て公開の場で開催してきました。教育委員の御意見、地域会で出された御意見を踏まえての案となっております。その上で、パブリックコメントでの意見を踏まえて検討しました結果、後期実施計画の案の修正は必要ないものと考えております。今後は12月県議会の閉会日以降、教育委員会に付議させていただき、年内に後期実施計画を策定したいと考えております。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田(周)委員 平成29年度から足かけ2年、御苦労さまでした。追手前高等学校吾北分校、中村高等学校西土佐分校等、2年間に二度20人未満になったら募集停止ということなどを、2年連続して入学者20人に満たないということなどの配慮等々で基本的に継続するというので、地元も含めてこういった結果にほっとしています。とは言っても、今後の県内の中学校の卒業予定者を見ますと急変していますし、加えて今地域が高齢化、過疎化で、

この後期実施計画、35年度までの5年の間に、地域で支える部分が物すごく弱ってくるといことがもう明々白々ですが、そのあたり、県教育委員会としてどうするか示す時期がすぐ来ると思うんですが、トータル的にどのような方向でお考えになっているか、聞かせください。

◎伊藤教育長 今回の本会議で知事が提案説明でお話ししましたように、地域にこういった高等学校は非常に大事なものだということで、存続プラス活性化という方向で取り組んでいく形で、今回のこの計画につきましても存続した上でさらに活性化にどのように取り組んでいくかと、各高等学校と周辺の地域も含めた活性化を意識したものになっております。確かに各地域で中学生がどんどん減っていく状況の中で、一定の品質を保った高等学校教育ができるのかということが、今回の議論にもなってきた部分でございます。そういった部分の中で少なくなってくる地域の中学生もしっかりと地域の高等学校へ上がってもらい、プラスよそからも来るような魅力を持った形で、地域の力もいただきながら活性化に取り組んでいこうとしております。今後、この後期実施計画を始める中で地域は地域として、例えば移住のさらなる推進であったり、産業の振興といった部分での子供の数の増にもぜひ地域でやっていただきながら、高等学校もあわせてそこを一緒に取り組んでいくという格好の中で取り組んでいきたいと。まずはこの後期実施計画、まだちょっとほわっとした部分がありますので、本会議で答弁させていただきましたけれども、それぞれがこの計画を5W1Hをしっかりと進捗管理ができるようにして効果のあるものとして取り組みをしていながら、地域と各市町村と連携をした形での学校をつくり上げていきたいと思っている状況でございます。

◎弘田委員 意見公募は大切なことだと思います。少し感じるのは私よく室戸高等学校で地域の人と話すんですけど、本当に室戸高等学校は頑張っているんです。その頑張っていることが地域の人に伝わっているか、そういったことが少しこの資料を見ると、クエスチョンマークが頭の中に出てくるんです。今回は関係ないですけど寮新築、室戸高等学校は立派な寮があるんですよ。私も地域の人と話すときに寮があるので、これを活用してもっともっとやっていかないといけないし、学校も頑張っていますよという話をするんですけど、資料にこのようなことが出てくるということは、学校自体、PRが少し不足しているんじゃないかなという部分もあります。学校の取り組みとか一生懸命やって、地域も頑張っているんですけど、そこら辺、PRの仕方を少し考えてあげたら、このような寮を新築ということは出てこないのではないかなという気がして、これは意見として申し上げます。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 その点につきましては、ことし5月に室戸高校魅力化の会ができて、そこでも、もうちょっとPRをという話が出てきたということで聞いておりますので、県教育委員会としましても一緒にPRには努め

ていきたいと思っておりますし、寮のことにつきまして、パブリックコメントに対する考え方につきましては、現状の施設を活用してまいりたいという形でお答えしたいと考えておるところでございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査の結果について、人権教育課の説明を求めます。

◎西内人権教育課長 総務委員会資料報告事項の赤いインデックス、人権教育課とついておりますところをお開きください。10月25日に公表されました平成29年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査について説明をさせていただきます。なお、本日お示しをしております資料は私どもが所管いたします公立学校が中心でございます。全国との比較でお示しをしているところのみ国公立のデータを掲載をしておりますので、その点、御了承ください。それでは項目ごとに説明をさせていただきます。

まず2ページをお願いします。暴力行為についてでございます。①暴力行為の発生件数をごらんください。平成29年度の公立学校における暴力行為の発生件数は小中高全体で497件であり、前年度より14件増加しております。校種別では、小学校が減少しておりますけれども、中学校、高等学校では増加をしております。暴力行為につきましては、特定の児童生徒が繰り返すケースがありますが、その背景には、人間関係がうまく築けない、あるいはコミュニケーションや自己表現が苦手、感情のコントロールができない、そういったことがあると思われまます。その下②は、国立私立を加えた数値となります。平成29年度の本県の国公立学校における1,000人当たりの暴力行為の発生件数は7.6件でございます、依然として全国平均よりも高い状況にあります。

3ページをお願いします。いじめについてでございます。①いじめの認知件数をごらんください。平成29年度の公立学校におけるいじめの認知件数は小学校が1,266件、中学校が469件、高等学校が268件、特別支援学校が39件でございます、全ての校種合計では2,042件となっております。この数値は平成28年度より726件増加しております、特に小学校におきまして、いじめの認知件数が大きく増加をしておりますように、積極的ないじめの認知ということが着実に進んでいると考えております。②をごらんください。平成29年度の本県の国公立学校における1,000人当たりのいじめの認知件数でございます。1,000人当たりの認知件数につきましては30.0件でございます、全国平均とほぼ同じような状況となっております。

4ページをお願いします。いじめの態様についてでございます。全ての校種で冷やかしかからかい、悪口やおどし文句、嫌なことを言われる部分が最も多くなっております。また、中学校、高等学校の特徴といたしまして、パソコンや携帯電話等で誹謗中傷や嫌なことをされるが2番目に上がっておりますが、子供たちのスマートフォンの利用実態から考

えれば、この数値は氷山の一角と捉えるべきではないかと考えております。このネットいじめに限らず、その他のいじめも含めまして、学校が認知できていないいじめがまだまだ存在するのではないかという視点を持って、今後さらに取り組みを進めていかなければならないと考えております。

少し飛びますけれども、6ページをお願いします。小中学校の不登校についてでございます。①不登校児童生徒数をごらんください。平成29年度の公立学校における不登校児童生徒数は、小学校が196人、中学校が659人、合計で855人となっております。平成28年度より小中学校合計で29人の増加となっております。②の国公立学校における1,000人当たりの不登校児童生徒数は17.7人となっております。不登校につきましては、近年、本県、全国ともに増加する傾向にあります。本県の小中学校における不登校は依然として全国平均を大きく上回る状況が続いております。生徒指導上の諸課題の中でも特に重要視すべき項目であり、その改善に向けて取り組みを強化していかねばならないと考えております。

7ページの③学年別不登校児童生徒数をごらんください。こちらは公立学校の数値になりますけれども、小学校1年生から中学2年生まで学年が上がるごとに増加する傾向にあり、中学3年生で若干減少しております。この傾向は平成27年度28年度も同じとなっております。④不登校が前年度から継続している児童生徒数をごらんください。不登校児童生徒全体の中で不登校が前年度から継続している児童生徒の割合は小学校が43.7%、中学校が60.8%となっております。この数値は逆の見方をいたしますと、前年度の平成28年度は不登校でなかった児童生徒が平成29年度に不登校になった、いわゆる新規の不登校児童生徒の割合が小学校が6割弱、中学校が約4割を占めるということを意味いたします。特に、小学校2年生から中学校1年生までは新規の不登校児童生徒数が、継続している児童生徒数を上回る状況となっております。

8ページをお願いします。高等学校の不登校についてでございます。①不登校生徒数をごらんください。平成29年度の公立高等学校における不登校生徒数は208人であり、平成28年度より23人増加しております。②の国公立学校における1,000人当たりの不登校生徒数は14.9人であり、前年度と比較いたしますと1.3ポイント減少しております。この14.9人は右側に全国が15.1人とございまして、平成29年度は全国平均を下回っております。

最後に、中途退学についてでございます。9ページをお願いします。①中途退学者数及び中途退学率をごらんください。平成29年度の公立高等学校における中途退学者数は全日制、定時制、通信制合わせまして208人であり、平成28年度より19人減少しております。②国公立学校における中途退学率にいたしますと1.8%でございまして、前年度より0.1ポイント減少しておりますが、全国平均からはまだ高い状況にあります。

以上のように、平成29年度の生徒指導上の諸課題は小学校の暴力行為や中途退学におい

て改善が見られましたが、不登校が全ての校種で前年度より増加するなど厳しい状況が続いております。こうした状況を踏まえまして、県教育委員会では、これまでスクールカウンセラーの全公立学校への配置、あるいはスクールソーシャルワーカーの配置拡充を行ってまいりました。また、課題のある児童生徒を学級担任等、一部の教員が抱え込むことがないよう、組織で課題を共有し、スクールカウンセラー等の専門的な見立ても含めまして、組織で支援策を検討することが重要でございますので、校内支援会を県内の全公立学校で実施をしております。さらに、先ほども説明をいたしましたとおり、特に不登校は喫緊の課題でございますので、早急に改善を図る必要があると考えております。そういったことから、臨床心理士や指導主事等を構成メンバーとする不登校対策チームを県教育委員会に立ち上げたところでございます。今後はこの対策チームが順次、各市町村や学校を訪問し、学校等で取り組んでいる不登校対策の取り組み状況について、まずはできるだけ詳細に把握をしたいと考えております。また、新規の不登校児童生徒がほぼ半数を占めるという状況を改善するため、各学校の課題や現状を踏まえつつ、新たな不登校を生まない取り組みが充実するよう、学校や市町村に対しまして助言や提案を行いながら支援を行っていきたいと考えております。これらの取り組みを通じまして、また、市町村や関係機関と課題を共有しながら生徒指導上の諸課題の改善につなげてまいりたいと考えております。以上で説明は終わらせていただきます。

◎久保副委員長 質疑を行います。

◎浜田（豪）委員 不登校の定義は、どの程度休んだら不登校に入るのか教えてください。

◎西内人権教育課長 病気とか、経済的な理由を除いて、1年間で30日以上学校を欠席したものが不登校の定義となっております。

◎浜田（豪）委員 私も個人的に相談を受けることがあるんですけど、小中学校の不登校の児童生徒中で精神的な障害をお持ちの方の割合はどれぐらいなのか、把握されているのでしょうか。

◎西内人権教育課長 具体的な数値は把握しておりません。ただ学校から上がってくる状況等を見ますと、やはり、家庭に起因する問題でございますとか、あるいは友人関係をめぐり、学業の問題、いろいろ上がってまいります。その中にもう一つ大きな要因としていたしまして、本人自身に係る部分、課題ということがございますので、その中にはその精神的な部分もかなり含めていようかと思っております。先ほど申しました家庭それから学業、友人、本人自身というのは要因といたしましては、4等分ぐらいのほぼ同じ状況になっております。

◎浜田（豪）委員 今後の取り組みも本当に大切なことで、不登校がその後、年をとればひきこもりということになりますので、できるだけ早い段階で学校に来れるような体制をつくっていただけるように努力していただきたいと思います。

◎久保副委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

ここで、休憩とします。再開は午後3時45分とします。

(休憩 15時30分～15時44分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

《警察本部》

◎明神委員長 次に、警察本部について行います。

議案について、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎宇田川警察本部長 警察本部の議案は2件となっております。それでは総括説明をさせていただきます。まず最初に第1号平成30年度高知県一般会計補正予算についてであります。お手元の資料①平成30年12月高知県議会定例会議案の4ページをごらんください。本議会でお願いをしている補正予算見込み額は、款14警察費項1警察総務費の欄に記載の1億805万9,000円の増額となっております。補正の内容は人件費に係るもので、増額の主な要因は、高知県人事委員会の平成30年10月12日付の職員の給与等に関する勧告に基づく給料、勤勉手当の増額等によるものでございます。

次に、債務負担行為に関しまして御説明をいたします。資料の12ページをお開きください。運転免許窓口事務委託料など2項目、総額で7,187万7,000円の債務負担行為をお願いするものでございます。各事業の詳細につきましては、後ほど会計課長から説明をさせたいと思います。

次に、第11号議案職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案について御説明をいたします。お手元の資料③平成30年12月高知県議会定例会議案の37ページをごらんください。このうち、第9条及び第10条が警察職員の給与に関する条例の一部改正となります。本議案は高知県人事委員会の議会及び知事に対する平成30年10月12日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員の給与月額及び職員に対して支給する諸手当の額の改定をしようとするものでございます。具体的な内容につきましては総務部等からの説明と同様の内容になりますので、重ねての説明は省略をさせていただきたいと思います。私からは以上でございます。

＜会計課＞

◎明神委員長 続いて、会計課の説明を求めます。

◎室津警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②平成30年12月高知県議会定例

会議案説明書（補正予算）に基づき御説明します。185ページ公安委員会補正予算総括表をお開きください。12月補正予算見込み額は総額で1億805万9,000円の増額であります。

次に、187ページをお開きください。補正予算の内容は、項1警察総務費、目2警察本部費右側説明欄に記載のとおり人件費であります。人件費1億805万9,000円は、今議会に上程しております警察職員の給与に関する条例改正案に係る給料月額及び勤勉手当の改正を反映させて計上したことによるもの及び職員の新陳代謝、共済費負担金率の変更などによるものであります。

次に、債務負担行為を説明します。188ページをごらんください。今回お願いしております債務負担行為は二つの事業です。一つ目の運転免許窓口事務委託料の3,581万4,000円は、運転免許センターや各警察署における運転免許証の更新や再交付などの窓口業務を委託するもので、2カ年の契約を予定しております。二つ目の調理業務委託料の3,606万3,000円は、警察学校における給食の調理業務を委託するもので、これも2カ年の契約を予定しております。いずれの委託業務も平成31年4月1日からの契約を予定しており、契約までの準備期間などを考慮しまして、今回の補正予算でお願いするものであります。以上で、補正予算説明書に基づく説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 警察学校の調理委託業務の関係ですけれども、2年前の契約金額はわかりませんか。

◎室津警務部参事官兼会計課長 2年前でございますが、予算額3,910万8,000円でございます。それに対しまして、一般競争入札で落札した金額は2,410万5,600円であります。

◎塚地委員 予算額から言うと結構低い落札状態になっていて、予算的に見ると競争原理が働いて悪い話じゃないかもしれないんですけども、食材ということなどから不安な点がなかったのか、お伺いしたい。

◎室津警務部参事官兼会計課長 余りにも競争が働かまして、非常に安い食材で食事が提供されたら何も目的達成できませんので、最低制限価格を設けまして入札する予定でございます。仕様書の中には学生とかの意見を聞いてしっかり改善するということを定めておりますので、そこは一定大丈夫であると思っております。

◎塚地委員 体力勝負の仕事でもございますので、そこをきちんとしたものが提供できるように仕様書をよろしくお願ひします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部の議案を終わります。

続いて、警察本部から2件の報告を行いたい旨の申し出がっておりますので、これを受けることにします。

最初に、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各部長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎宇田川警察本部長 それでは、2件報告をさせていただきたいと思います。まずはこのたび発生いたしました非違事案につきまして御報告をさせていただきます。

本年11月22日、警備部機動隊に勤務する巡査部長が訓練中に部下に暴行を加え、けがを負わせるという傷害事件が発生したことから、12月4日この巡査部長を傷害罪で通常逮捕したものでございます。県民の安全安心を守る立場にある警察官にあるまじき行為であり、県民の皆様には深くおわび申し上げます。まことに申しわけございません。この非違事案につきましては、警務部長から詳しく説明をさせていただきます。

次に、年末年始における交通死亡事故抑止対策について御説明をいたします。県下における交通人身事故は、昨日現在、発生件数、負傷者数は昨年同期と比較して減少しているものの、死者数は27人と昨年同期と同数となっております。また、死者のうち65歳以上の高齢者は昨年同期と比較して2人増加した18人でありまして、構成率は約70%を占める状況となっております。このような中、県下では12月6日から15日まで、そして来年1月8日から17日までの各10日間、子供と高齢者の交通事故防止などを重点とした年末年始の交通安全運動が実施されております。県警察といたしましては、この時期特に薄暮時間帯の交通事故が多発する傾向にありますので、早目のライト点灯と歩行者保護等に軸足を置いた活動に取り組んでいるところでございますが、詳細につきましては、後ほど交通部長から説明をさせたいと思います。私から以上でございます。

◎明神委員長 続いて、警察職員による傷害事件の発生について、警務部長の説明を求めます。

◎田中警務部長 それでは、このたび発生いたしました非違事案につきまして御報告をさせていただきます。警察本部説明資料の1ページをごらんいただければと存じます。当該職員でございますけれども、警備部機動隊に勤務する巡査部長でございます。逮捕理由は、平成30年11月22日午後2時30分ごろ、警備訓練中の南国市大桶所在の県警機動隊車庫におきまして、部下である巡査長の右大腿部を複数回足蹴りにし、胸部付近を手拳で複数回殴るなどの暴行を加え、約2週間のけがを負わせたものでございます。被害の翌日である11月23日に被害者から上司に相談があり、事件を認知した本部捜査第一課が所要の捜査を行ったところ、巡査部長の犯行が明らかになったことから、12月4日午前10時5分、傷害の被疑者として通常逮捕したものでございます。

巡査部長につきましては翌12月5日に検察庁に送致をいたしまして、現在は勾留中となっております。また、内部処分につきましても必要かつ十分な調査を尽くした上で事実関係に基づき厳正に処分をまいります。現職の警察官による傷害事件が発生いたしましたことは極めて遺憾でございます。今回の発生原因や問題点を解明した上で再発防止を

図ってまいりますとともに、警察活動を一層強化し、県民の信頼を確保するよう努めてまいります。以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 犯行に及んで逮捕もされて、勾留もされるという状況で、機敏に動かれたんだと思うんですけど、このような訓練中に数回殴るということが、今回の事案だけだったのか、そのようなことは今、調査をされているわけですか。

◎田中刑事部長 事件につきましては、現在捜査中なので、事の詳細については今後の捜査にも影響を及ぼすおそれがありますので、省かせていただきたいと思うんですけど。いずれにしても、一般論で言えば、やはり逮捕するということは逮捕の要件があるということで我々逮捕したものでございますので、その点十分御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、年末年始の交通死亡事故抑止対策について、交通部長の説明を求めます。

◎西村交通部長 それでは、年末年始の交通死亡事故抑止対策について説明させていただきます。私からは過去の交通事故データの分析等に基づきまして、年末年始の交通事故の情勢、そして現在県警察が実施しております諸対策等につきまして御説明いたします。

お手元の資料の2ページ過去5年間の交通人身事故状況をごらんください。まず、図1は、過去5年間に県下で発生した交通人身事故の件数を月ごとに示したもので、折れ線グラフは全人身事故、棒グラフは車対人の事故をあらわしたものになっています。いずれも10月から年末にかけて増加傾向にあります。例年この時期に交通事故が増加する原因として、いわゆる薄暮時間帯、日没の前後1時間、この影響が考えられます。

次に、図2をごらんください。こちらは同じく過去5年間に県下で発生した月別の交通人身事故を発生時間帯別であらわしたものになります。棒グラフにつきましては、青色が昼間の時間帯、灰色は夜間をあらわしております。折れ線グラフは、オレンジ色が日の出前後1時間を意味する早朝の時間帯、赤色のやや太い線は日没前後1時間の薄暮時間帯をあらわしています。左の縦軸は昼間及び夜間事故の数値で、右の縦軸が早朝と薄暮時間帯の数値となっております。ごらんいただくと、赤い折れ線グラフが秋ごろから年末にかけて急上昇し、特に12月については事故が増加する傾向が顕著となっております。その影響が4月ごろまで及んでいることがおわかりいただけると思います。この時期に交通事故が多発する原因としては、帰宅時間帯と重なって日没時間が早まり、周囲の視界が急激に悪くなることが一因と考えられております。このような中、県警察では高知県交通安全推進県民会議の関係機関、団体と連携しまして、年末年始の交通安全運動に取り組んでおります。運動の重点は子供と高齢者の交通事故防止など4点で、県警察では歩行者に対し思いやりを持って、その安全を確保するという、人にやさしい対策を推進しております。特

に横断中の歩行者や自転車が被害に遭う事故が多く発生する交差点におきましては、横断歩行者妨害、信号無視などといった交差点関連違反の指導取り締まりの強化に引き続き取り組んでまいります。また、歩行者の皆様にも横断歩道を利用すること、信号を守ること、さらに薄暮時間帯や夜間においては反射材や明るい色の服を着用していただくことが重要と考えております。そこで県警察では民間企業や関係団体の協力を得ながら、歩行者等に横断歩道の利用や反射材着用を促す広報、啓発イベントを実施しておりますほか、早目のライト点灯運動による交通事故防止活動も実施していただいているところでございます。県警察におきましても、出動中のパトカー等につきまして薄暮時間帯のライト点灯を無線で指示するなど、交通事故防止を図っているところでございます。また、年末年始におきましては忘年会あるいは新年会など、飲酒の機会がふえる時期でございます。本年の11月末現在、飲酒運転による交通事故件数は20件、昨年同期と比較して6件増加、お亡くなりになった方は2人と昨年同期よりも1人ふえている状況にあります。また、飲酒運転の検挙状況は11月末現在で229件、昨年同期と比較しまして15件多くなっております。飲酒運転は重大事故に直結しますので、取り締まりを強化するとともに民間のFMラジオ局の御協力をいただいて、12月から1月末までの2カ月間、飲酒運転根絶キャンペーンと銘打ってラジオ番組とかCMの中で飲酒運転の根絶を呼びかける放送もしていただいております。このように県警察におきましては、年末年始の時期、特に薄暮時間帯における歩行者など交通弱者の事故防止を図るため、関係機関や団体等と連携しながら、人にやさしい対策を強力に推進し、安全安心な交通社会の実現を目指して広報啓発活動や交通指導取り締まりを強化しているところでございます。以上で、私からの説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

《人事委員会事務局》

◎明神委員長 次に、人事委員会事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎金谷人事委員会事務局長 お手元の資料②議案説明書190ページをお願いします。今回お願いしますのは、まず人件費141万9,000円の増額補正でございます。人件費補正の主な理由といたしましては、今議会に上程しております給与、勤勉手当の改定分を反映して計上したことによるもののほか、職員の新陳代謝と時間外勤務の増加等によるものでございます。

次に、191ページをごらんください。債務負担行為につきまして、御説明をさせていただきます。今回お願いいたしますのは採用試験等申込システムの使用料についてでございま

す。期間は平成31年度までで、支出予定額は363万円を限度としております。詳しい内容につきましては、人事委員会のインデックスのついた資料で御説明させていただきます。1ページをごらんをいただきたいと思います。このシステムは採用試験の申し込みをインターネットでの対応とするものでございまして、資料左上の欄に記載しておりますように、申し込みの受付と受験票の発行を初め、受験者への各種通知や任意の条件設定によりまず抽出機能を備えたものでございます。右上の欄をごらんいただきたいと思います。このシステムは既に人事委員会では実施しております採用試験には昨年度から導入をしております。本年度は1,600人を超える利用実態にございます。また、本年度からは教員採用試験でも導入をしております。人事委員会分と合わせましておよそ4,000人が利用しております。採用試験のスケジュールの都合上、当初予算での対応では手続が間に合わないということで、債務負担行為のお願いをしているものでございます。資料の中段に来年度のスケジュールを記載しておりますが、教員の採用試験の受付開始は4月上旬に始まりますので、それに合わせて年度内に諸手続を済ませて、4月スタートと同時に稼働できるようにしたいと考えております。人事委員会実施の採用試験も本年から2週間程度前倒しをいたしまして、大型連休前から受付が可能となっております。説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

〈議会事務局〉

◎明神委員長 次に、議会事務局について行います。

議案について事務局長の説明を求めます。

◎弘田議会事務局長 議会事務局でございます。議会事務局の12月補正予算について説明をさせていただきます。資料②議案説明書(補正予算)の4ページをごらんください。総額258万9,000円の増額補正を計上しておりますが、ページ右端の説明欄で説明いたします。説明欄上段の1議会運営費の議員報酬等において207万8,000円の増額をお願いしております。これは、高知県人事委員会の勧告に基づきます一般職員の期末勤勉手当の改定を考慮した議員等の特別職の期末手当の改定による増額を見込んだものでございます。次に、その下の2人件費の一般職給与費においては、事務局職員分の51万1,000円の増額をお願いするものでございます。これは先ほどと同じく、人事委員会勧告に基づく給与の改訂による増額を見込んだことに加えまして、4月の人事異動によって職員構成が異なったことなどによるものでございます。私からは以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

◎明神委員長 これより採決を行います。今回は議案数6件で予算議案2件、条例その他議案4件であります。

それでは、採決を行います。

第1号議案平成30年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第2号議案平成30年度高知県給与等集中管理特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第2号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第10号議案高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例及び知事等の給与、旅費等に関する条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第10号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第11号議案職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第15号議案高知県立中学校、高等学校及び特別支援学校設置条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第15号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

次に、第16号議案平成31年度当せん金付証票の発売総額に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 全員挙手であります。よって、第16号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは執行部は退席をお願いします。

(執行部退席)

《請願》

◎明神委員長 次に、請願について審査を行います。

請第2-1号「すべての子どもにゆきとどいた教育をすすめるための請願について」を議題とし、審査をいたします。

それでは御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 先ほどの教育委員会から御説明をいただいて、それぞれの課題認識も持っていていて推進をさせていただいているということには大変ありがたく思っていて聞かせていただきました。少人数学級を高等学校までやっても66人ぐらいの新たな加配で可能だというお話も出されておりましたし、この切実な願いをぜひ実らせていただきたいということで、よろしくお願いをいたします。

◎ お気持ちは痛いほどわかるんですけど、先ほどの説明で、全てのことで努力をさせていただいているということ、県も必死にやっていて、その他、給食であったりエアコンであったり、乾ききった雑巾をさらに絞り出している中で、昨日まで会派で協議しまして、乗れないということで大変恐縮ですが。

◎明神委員長 それでは、正場に復します。

ほかに御意見がなければこれより採決を行います。

請第2-1号の請願を採択とすることに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手少数であります。よって、本請願は不採択とすることに決しました。

次に請第3-1号「教育費負担の公私間格差をなくし、子どもたちにゆきとどいた教育を求める私学助成の請願について」を議題とし、審査いたします。

それでは御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 幼保支援課長からは、るる保護者負担の問題について説明をいただきました。今幼稚園にこの2番にある経常費の助成制度はなくて、ある意味、これからここを厚くしていただきたいという願意でございまして、ぜひその点は、今後、無償化というのは保護者負担の話ですので、経営上困難な状況が続いていますので、ぜひお認めいただきたいと思っております。

◎明神委員長 正場に復します。

ほかに御意見がなければこれより採決を行います。

請第3-1号の請願を採択することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎明神委員長 挙手少数であります。よって本請願は不採択とすることに決しました。

《意見書》

次に、意見書を議題といたします。

意見書案2件が提出されております。

まず、障害者雇用の促進を求める意見書(案)が日本共産党、県民の会から提出されておりますので、お手元に配付してあります。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

(異議なし)

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

(小 休)

◎ 国も地方自治体も大問題になってきて、一定の前向きな措置を県も図ってくださろうとしております。既に募集を開始をされておりますけれども、やはり現場で皆さんが働きやすい状況をつくるということになると、一定の人的配置も必要になってきますし、トイレの整備とかスロープの整備も含めて、この間、どなたかの御質問で駐車場の長さが足りないということもありましたけれど、雨が降っているところからはなかなか出ていけないという駐車場もあって、そういう環境整備がどうしても必要になってくるので、国としてそれにふさわしい予算措置ぜひしていただきたいというふうに思いますし、欧米から見るとまだまだおくらしている状況でもありますので、ぜひそういう意見を地方から上げていた

だきたいという趣旨でございます。

◎ 昨日まで検討させていただいて、文書自体は本当にまさにそのとおりなんですけど、その中で抜本的改善という抜本的というところがどうかという声が出たり、2番の法定雇用率5%6%、これが国際水準というものに、高いにこしたことはないと思うんですけど、それが段階的という言葉の中にも込めていただいておりますけれど、これがドイツ、フランスにおける障害者という方々の定義が日本とどう違うのかとか、あと、これをやりますと民間も含めて、例えば5%6%となったとき、官はよしとしても民間団体に非常に大きな負担が上がる可能性があるなどといった意見も出て、今回の12月定例会での知事の答弁等で、ある一定は改善そして前向きにやっていただけるということですので、今回、会派としてはこれにはお乗りできないということで御理解いただきたいと思います。

◎ こんな意見書を出さないといけないというのは本当に情けない話で、まだまだ日本のレベルはこれぐらいという、大きい流れでいくと絶対というか最低限以下のこと。もうちょっとこれからというところも込めて賛成してもらわないと。これを出さないといけないぐらい余り進んでないところは思うけれど。

◎明神委員長 正場に復します。

意見の一致を見ないので本意見書の検討を終わり、議会運営委員会に差し戻します。

次に、義援金差押禁止法の恒久化を求める意見書（案）が公明党、自由民主党、県民の会、日本共産党から提出されておりますので、お手元に配付しております。

意見書案の朗読は省略してよろしいでしょうか。

（異議なし）

◎明神委員長 御意見をどうぞ。

小休にします。

（小 休）

◎ 異議なし

◎明神委員長 正常に復します。

それではこの意見書は、当委員会の委員全員をもって提出することといたします。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

それでは来週月曜日17日の委員会は休会とし、18日火曜日ですが、13時から委員長報告の取りまとめ等を行いますので、よろしくお願ひします。

その他、閉会の前に委員の皆さんにお諮りしたいことがあります。

まず、書記に資料を配付させます。

(資料配付)

◎明神委員長 配付した資料の件ですけれども、10月15日から17日に県外調査を行い、お配りしました調査出張報告書案のように、事務局において概要をまとめておりますが、さらに調査を踏まえた成果や委員会としての意見、提案などの中身を充実させるため、12月18日の委員長報告の取りまとめ等を行った後に、県外調査出張報告書に係る意見の取りまとめを行いたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

これで、本日の委員会を閉会いたします。

(16時23分閉会)